令和２年　教育委員会

第２回　定例会　議事日程

令和２年２月１２日（水）午後３時

第１　議　案

【 指 導 課 】

（１）議案第２号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

第２　協　議

【 指 導 課 】

（１）幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（２）幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第３　報　告

【 子ども総務課 】

（１）令和２年度　当初予算案の概況

【 子ども支援課 】

（１）令和２年度４月　保育園等入園審査状況（一次審査終了時点）

【 学 務 課 】

（１）中国から帰国した児童生徒等への対応について

（２）令和元年度　インフルエンザによる学級閉鎖の状況（１月31日現在）

【 指 導 課 】

（１）中学校東京駅伝大会の競技結果

【 九段中等教育学校経営企画室 】

（１）令和２年度　九段中等教育学校適正検査受検結果

第４　その他

【 子ども総務課 】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（２月20日号）掲載事項

議案第２号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の１条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第 20 条　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

教育委員会資料
令和2年2月12日
指導課

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

１　改正趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律‘（令和元年法律第 72 号）が公布され、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定が規定された。

今般、文部科学省の指針が示されたことを受け、条例の一部改正を行う。

２　改正内容

職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行う旨定める。

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和２年４月１日

＜添付書類＞

【別添１】公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和２年文部科学省告示第１号）の概要

【参考１】学校における働き方改革について（国の動向）

【参考２】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	現行
（業務量の適切な管理等） 第20条　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。	（新規）
（委任） 第21条　（現行に同じ）	（委任） 第20条　（略）
附　則 この条例は、令和２年４月１日から施行する。	

別添１

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。

・**公立学校の教師**については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、**校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理**することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。

・このような状況を踏まえ、**給特法第7条**に基づき、**教師の業務量の適切な管理**その他**教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針**を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の**教育職員の服務を監督する教育委員会**、及び同条に規定する**公立の義務教育諸学校等の教育職員**全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、**教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」**とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて**教育職員が在校している時間を基本**とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）

④休憩時間

○上限時間

①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、
1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内
（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、
かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置

(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。

(2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。
校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

(3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
ー在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
ー終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。　等

(5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。　等

○留意事項

(1)　上限時間について

・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。

・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

(2) 虚偽の記録等について

・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。　等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

参 考１

学校における働き方改革について（国の動向）

教員勤務実態調査（平成２８年度）集計結果（H29.4）

・前回調査（平成１８年度）と比べ、１日あたりの勤務時間が 30 分～50 分程度増加
・教員の長時間勤務の実態が看過できない状況

中央教育審議会に諮問（H29.6）

・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問

中央教育審議会「学校における働き方改革に係る緊急提言」(H29.8)

1　校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2　全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3　国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ)」(H29.12)

・学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
・学校の組織運営体制の在り方の見直し
・勤務時間に関する意識改革と制度面の検討
・学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申)」(H31.1)

・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進
・学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
・学校の組織運営体制の在り方
・教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
・学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(H31.1)

・ガイドラインの対象時間＝在校等時間（教師の在校時間（休憩時間、自己研鑽の時間その他業務以外の時間を除く))
・上限の目安時間の設定

文部科学事務次官通知「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について」(H31.3)

・中教審答申を踏まえ、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけ
・各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼

文部科学省初等中等教育局長通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について」(R1.6)

・学校閉庁日の設定
・夏季等の長期休業期間における業務について（研修の弾力的な設定、部活動における外部人材の活用や休養日の設定　など）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正(R1.12)

・地方公共団体の判断により、休日のまとめ取りのための１年単位の変形労働時間制の適用を可能とする
・文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする

文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示等について」(R2.1)

・給特法第７条の規定に基づき、教育職員の業務の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める
・教育職員の服務を監督する教育委員会は、本指針を参考に、教育職員の在校時間等の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める

参 考２

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要
（業務量の適切な管理等に関する指針の策定部分）

趣　旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について１年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概　要

○　我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。

○　持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。

○　このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。

１．１年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）

（省略）

２．業務量の適切な管理等に関する指針の策定

公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行期日

１	１年単位の変形労働時間制の適用	令和３年４月１日
２	業務量の適切な管理等に関する指針の策定	令和２年４月１日

教育委員会資料
令和２年２月１２日
指　　導　　課

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

１　改正趣旨

（１）給与の支給日について

令和２年４月１日から導入が予定されている会計年度任用職員については様々な勤務体系が予想されている。その結果給与支給事務が煩雑になり、給与支給が滞ることのないようにする必要がある。

また、他の公務員との均衡について、国、東京都その他の地方公共団体においてはほとんどの団体が当月末日を締め日として当月中間払いをしているが、給料日自体は多岐にわたっている。このことから当月末日締め、当月中間払いをする限りにおいては他団体等との均衡を失するものではない。

以上のことから、支給日の見直しを行う。

（２）臨時的任用教員の病気休暇取得時の給与減額について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除する。

２　改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
第４条第１項	15 日が週休日等であった場合、15 日に最も近い週休日等でない日を給料日とする。 ただし、当該 15 日に最も近い週休日等でない日が２ある場合は、15 日より後で週休日等でない直近の日を給料日とする。	令和２年４月１日
第 11 条第３項	臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除する。	令和２年４月１日

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和2年4月1日

参考

15日が平日の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	火	水	木	金	土	日	月
現行				給料日			
見直し後				給料日			
国の場合				給料日			

土曜日の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	水	木	金	土	日	月	火
現行			給料日				
見直し後			給料日				
国の場合						給料日	

日曜日の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	木	金	土	日	月	火	水
現行		給料日					
見直し後					給料日		
国の場合					給料日		

祝日（金曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	火	水	木	金・祝	土	日	月
現行			給料日				
見直し後			給料日				
国の場合							給料日

祝日（土曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	水	木	金	土・祝	日	月	火
現行			給料日				
見直し後			給料日				
国の場合						給料日	

祝日（日曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	木	金	土	日・祝	月・休	火	水
現行		給料日					
見直し後						給料日	
国の場合						給料日	

祝日（月曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	金	土	日	月・祝	火	水	木
現行	給料日						
見直し後					給料日		
国の場合					給料日		

祝日（火曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	土	日	月	火・祝	水	木	金
現行			給料日				
見直し後					給料日		
国の場合					給料日		

祝日（金曜）の場合

	12	13	14	15	16	17	18
	火	水	木	金・祝	土	日	月
現行			給料日				
見直し後			給料日				
国の場合							給料日

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現　行）
（給料の支給方法等） 第４条　条例第８条第２項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、15日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）にあたるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が２あるときは、15日より後の日）とする。 ２～３　（現行に同じ） 第11条　１～２　（現行に同じ）	（給料の支給方法等） 第４条　条例第８条第２項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この条において同じ。）にあたるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。 ２～３　（略） 第11条　１～２（略） ３　前２項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、条例第19条に規定する給与の減額を行う。

備　考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

教育委員会資料
令和２年２月１２日
指　　導　　課

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

１　改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数の改正を行う。

２　改正概要

＜再任用職員以外の職員＞

●一般職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.95	1.10	－	2.05	1.025	1.025	－	2.05
(参考)期末手当	1.15	1.20	0.25	2.60	1.15	1.20	0.25	2.60
計	2.10	2.30	0.25	4.65	2.175	2.225	0.25	4.65

●管理職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	1.15	1.30	－	2.45	1.225	1.225	－	2.45
(参考)期末手当	0.95	1.00	0.25	2.20	0.95	1.00	0.25	2.20
計	2.10	2.30	0.25	4.65	2.175	2.225	0.25	4.65

＜再任用職員＞

●一般職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.45	0.55	－	1.00	0.50	0.50	－	1.00
(参考)期末手当	0.65	0.70	0.10	1.45	0.65	0.70	0.10	1.45
計	1.10	1.25	0.10	2.45	1.15	1.20	0.10	2.45

●管理職員	現行				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.55	0.65	－	1.20	0.60	0.60	－	1.20
(参考)期末手当	0.55	0.60	0.10	1.25	0.55	0.60	0.10	1.25
計	1.10	1.25	0.10	2.45	1.15	1.20	0.10	2.45

３　施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表（抄）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

新（改正後）	旧（現　行）
（支給割合） 第４条　条例第30条第２項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第１左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （１）　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員　100分の102.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の122.5） （２）　再任用職員　100分の50（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の60） ２～３　（現行に同じ）	（支給割合） 第４条　条例第30条第２項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第１左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （１）　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員　100分の110（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130） （２）　再任用職員　100分の55（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の65） ２～３　（略）

備　考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年度
当初予算（案）の概況

１．予算の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２．各会計予算の規模 ・・・・・・・・・・・・・ ２
３．歳入予算（一般会計） ・・・・・・・・・・・ ３
４．歳出予算（一般会計） ・・・・・・・・・・・ ５
５．区民生活を支えるために重点的に取り組む施策
・子どもに関する取組み ・・・・・・・・・ ９
・保健福祉に関する取組み ・・・・・・・ １７
・地域振興に関する取組み ・・・・・・・ ２７
・環境まちづくりに関する取組み ・・・ ３３
・政策経営に関する取組み ・・・・・・・ ４０
６．今後の財政見通し ・・・・・・・・・・・・ ４３

1　予算の特徴

安全を確保し、安心を支える予算

近年、日本各地で自然災害が多発し、昨年９月に台風第 15 号、10 月に第 19 号が相次いで首都圏を直撃しました。本区でも区民生活や都市機能に影響が及んだことから、首都直下地震等の震災対策とともに台風などの風水害対策の取組みも必要となっています。

また、我が国全体では人口減少の傾向が顕著になりましたが、本区においては都心回帰や安全で安心して暮らしやすい施策の成果などから、区内への転入人口は子育て世帯を中心に増加傾向にあり、世帯構成の変化等に応じた施策が求められています。

さらに、将来に向けて、区民生活に関わる環境対策や都市を支える基盤整備事業を実施し、安全・安心なまちづくりを計画的に推進していかなければなりません。加えて、56 年ぶりとなる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への対応も必要です。

歳入面では、国による地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しなどが行われ、今後も新たな税制改正が行われるとの予測もあり、減収が危惧されています。

また、社会経済状況を鑑みると、雇用・所得環境の改善やゆるやかな景気回復の継続が予測されている一方、海外経済の動向や金融資本市場の変動、消費税率引上げ後の需要動向など、様々な不確定要素を抱えています。とりわけ、本区は、東京都と一つの団体としてみなされ地方交付税交付金の対象ではないことから、大規模災害や経済状況の変化により区民税などが大幅に減収となる事態が生じた場合でも交付金に頼ることができず、基金等の独自財源を確保しておく必要があります。

このような本区を取り巻く状況を踏まえつつ、令和２年度予算は、これまでの財政基盤をしっかりと確立・堅持しながら、「ちよだみらいプロジェクト - 千代田区第３次基本計画 2015 - 」が掲げる、豊かな地域社会の実現をめざすことを基本的な考え方として予算を編成しました。また「安全を確保し、安心を支える」ことに重点を置き、台風や大雨に関わる風水害対策、子育て支援や教育環境に関わる施策、高齢者や障害者などの福祉施策や受動喫煙防止等の保健施策など、区民生活に密接に関わる事業に加え、間近に迫る東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて必要な予算も計上しています。

なお、国の税制改正や社会経済動向など歳入面に影響を及ぼす要因の予測には難しい面もありますが、将来に向け強固な財政基盤と健全な財政運営に資するため、中長期的な視点からの事業推移や 10 年間の財政状況の見通し、基金の活用などについて予測を行いました。この予測を踏まえ、今後も引き継き、安定的な区民サービスの提供に努めていきます。

2 各会計予算の規模

●令和２年度の全会計合計の予算規模は、765 億 27 百万円、前年度対比 44 億 47 百万円、6.2%の増となり、全会計合計の当初予算の規模としては、過去最大となりました。
●一般会計は、646 億 26 百万円、前年度対比 41 億 44 百万円、6.9%の増となり、一般会計の当初予算の規模としては、過去最大となりました。なお、区民一人あたりの予算額は 98 万円（※）となりました。
●国民健康保険事業会計は、57 億 26 百万円、前年度対比２億５百万円、3.7%の増となりました。
●介護保険特別会計は、43 億 17 百万円、前年度対比△６百万円、△0.1%の減となりました。
●後期高齢者医療特別会計は、18 億 59 百万円、前年度対比１億５百万円、6.0%の増となりました。

（※）令和２年度一般会計予算額を令和２年１月１日現在の住民基本台帳人口 65,942 人で除して算出した額です。（千円未満は四捨五入しています。）

各会計予算の編成状況

（単位：百万円）

会計名	令和２年度	令和元年度	増(△)減額	増(△)減率
一般会計	64,626	60,482	4,144	6.9%
国民健康保険事業会計	5,726	5,521	205	3.7%
介護保険特別会計	4,317	4,323	△ 6	△ 0.1%
後期高齢者医療特別会計	1,859	1,754	105	6.0%
全会計合計	76,527	72,080	4,447	6.2%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

3 歳入予算（一般会計）

●特別区税は、前年度対比 13 億 42 百万円、6.8%の増となりました。このうち特別区民税は、納税義務者数の増などにより、前年度対比 12 億 39 百万円、7.6%の増、軽自動車税は、前年度対比４百万円、11.9%の増、特別区たばこ税は、前年度対比 92 百万円、2.7%の増、入湯税は、前年度対比７百万円、88.9%の増となりました。

●地方消費税交付金は、暦日要因のため本来令和元年度に交付される交付金が令和２年度に繰り越されることなどにより、前年度対比 17 億円、18.9%の増となりました。

●特別区交付金は、特別区民税の増による基準財政収入額の増などにより、前年度対比△１億 36 百万円、△3.0%の減となりました。

●分担金及び負担金は、お茶の水橋の整備などの事業進捗に伴う文京区からの「橋梁補修事業費負担金」△79 百万円の減などにより、前年度対比△１億 62 百万円、△16.5%の減となりました。

●国庫支出金は、「私立保育園保育実施運営費」１ 億 21 百万円の増はあるものの、電線類地中化などの事業進捗に伴う「社会資本整備総合交付金」△４億 11 百万円の減などにより、前年度対比△４億 35 百万円、△9.7%の減となりました。

●都支出金は、「保育所等賃借料補助事業補助金」２億 47 百万円の増はあるものの、北の丸公園周辺地域整備の完了などによる「都市計画交付金」△４億 27 百万円の減などにより、前年度対比△２億 83 百万円、△6.6%の減となりました。

●繰入金は、（仮称）外神田一丁目公共施設整備などの事業進捗に伴う「社会資本等整備基金繰入金」10 億 62 百万円、旧和泉町ポンプ所跡地の購入に伴う「財政調整基金繰入金」７億 50 百万円の増などにより、前年度対比 20 億 53 百万円、23.9%の増となりました。

歳入予算額の推移

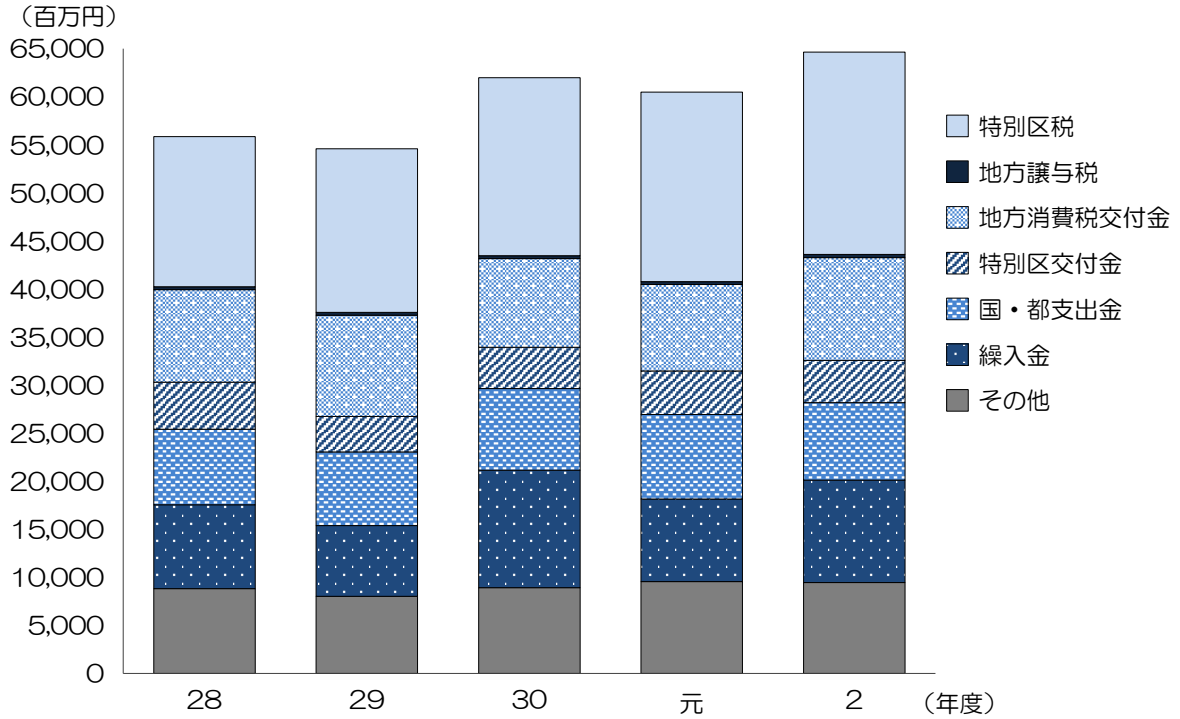

歳入予算一覧表

区分 / 科目	令和２年度予算額 金額	令和２年度予算額 構成比	令和元年度予算額 金額	令和元年度予算額 構成比	増(△)減額	増(△)減率
	千円	%	千円	%	千円	%
1 特別区税	21,050,100	32.6	19,708,470	32.6	1,341,630	6.8
特別区民税	17,450,492	27.0	16,211,423	26.8	1,239,069	7.6
軽自動車税	34,829	0.1	31,121	0.1	3,708	11.9
特別区たばこ税	3,550,836	5.5	3,458,544	5.7	92,292	2.7
入湯税	13,943	0.0	7,382	0.0	6,561	88.9
2 地方譲与税	314,700	0.5	302,300	0.5	12,400	4.1
3 利子割交付金	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
4 配当割交付金	200,000	0.3	200,000	0.3	0	0.0
5 株式譲渡所得割交付金	150,000	0.2	150,000	0.2	0	0.0
6 地方消費税交付金	10,700,000	16.6	9,000,000	14.9	1,700,000	18.9
7 自動車取得税交付金	1	0.0	60,000	0.1	△59,999	△100.0
8 環境性能割交付金	60,000	0.1	27,000	0.0	33,000	122.2
9 地方特例交付金	30,000	0.0	11,000	0.0	19,000	172.7
10 特別区交付金	4,381,678	6.8	4,517,679	7.5	△136,001	△3.0
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0.0	25,000	0.0	0	0.0
12 分担金及び負担金	816,804	1.3	978,613	1.6	△161,809	△16.5
13 使用料及び手数料	6,040,947	9.3	6,012,438	9.9	28,509	0.5
14 国庫支出金	4,061,512	6.3	4,496,537	7.4	△435,025	△9.7
15 都支出金	4,009,920	6.2	4,293,105	7.1	△283,185	△6.6
16 財産収入	325,169	0.5	326,478	0.5	△1,309	△0.4
17 寄附金	40,120	0.1	38,120	0.1	2,000	5.2
18 繰入金	10,660,380	16.5	8,607,355	14.2	2,053,025	23.9
19 繰越金	100,000	0.2	100,000	0.2	0	0.0
20 諸収入	1,609,436	2.5	1,577,839	2.6	31,597	2.0
歳入合計	64,625,767	100.0	60,481,934	100.0	4,143,833	6.9

※入湯税は地方税法に基づき、観光の振興経費へ活用します。

※地方譲与税のうち、森林環境譲与税（14,700 千円）については、森林の整備及びその促進に関する費用に活用します。

※地方消費税交付金のうち、平成 26 年度の消費税法改正に伴う税率改定分については、社会保障費へ活用します。

4 歳出予算（一般会計）

（1）目的別歳出

●議会費は、「議会運営システムの整備」77 百万円の増などにより、前年度対比 72 百万円、15.0%の増となりました。

●子ども費は、「私立保育所等運営補助」６億 97 百万円の増があるものの、「（仮称）四番町公共施設整備」の事業進捗等による△８億 79 百万円の減などにより、前年度対比△１億 58 百万円、△1.0%の減となりました。

●保健福祉費は、「（仮称）二番町高齢者施設の整備」３億 59 百万円の増などにより、前年度対比５億 71 百万円、7.4%の増となりました。

●地域振興費は、「（仮称）外神田一丁目公共施設整備」20 億４百万円の増などにより、前年度対比 20 億 89 百万円、34.7%の増となりました。

●環境まちづくり費は、「（仮称）区立麹町仮住宅の整備」14 億 18 百万円の増があるものの、「北の丸公園周辺地域整備の推進」完了による△９億 58 百万円、「国史跡常磐橋の修復」完了による△５億 98 百万円、「神田駿河台地域まちづくりの推進」の事業進捗による△３億 10 百万円、「電線類地中化の推進」の事業進捗による△２億 87 百万円の減などにより、前年度対比△８億 77 百万円、△7.9%の減となりました。

●総務費は、「旧和泉町ポンプ所跡地の購入」７億 61 百万円、「総合住民サービスシステムのリプレース」６億 39 百万円の増などにより、前年度対比 14 億 68 百万円、31.0%の増となりました。

●職員費は、会計年度任用職員制度の導入や定年退職者数の増などにより、前年度対比９億 92 百万円、8.5%の増となりました。

●公債費は、「特別区債利子償還金」△２百万円の減などにより、前年度対比△１百万円、△1.6%の減となりました。

歳出予算一覧表（目的別）

区分 / 科目	令和２年度予算額		令和元年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	552,685	0.9	480,747	0.8	71,938	15.0
2 子ども費	16,397,226	25.4	16,555,393	27.4	△158,167	△1.0
3 保健福祉費	8,234,009	12.7	7,663,453	12.7	570,556	7.4
4 地域振興費	8,101,960	12.5	6,013,394	9.9	2,088,566	34.7
5 環境まちづくり費	10,223,417	15.8	11,100,261	18.4	△876,844	△7.9
6 総務費	6,208,410	9.6	4,740,053	7.8	1,468,357	31.0
7 職員費	12,629,355	19.5	11,637,582	19.2	991,773	8.5
8 公債費	69,844	0.1	70,997	0.1	△1,153	△1.6
9 諸支出金	2,058,861	3.2	2,070,054	3.4	△11,193	△0.5
10 予備費	150,000	0.2	150,000	0.2	0	0.0
歳出合計	64,625,767	100.0	60,481,934	100.0	4,143,833	6.9

歳出予算額（目的別）の推移

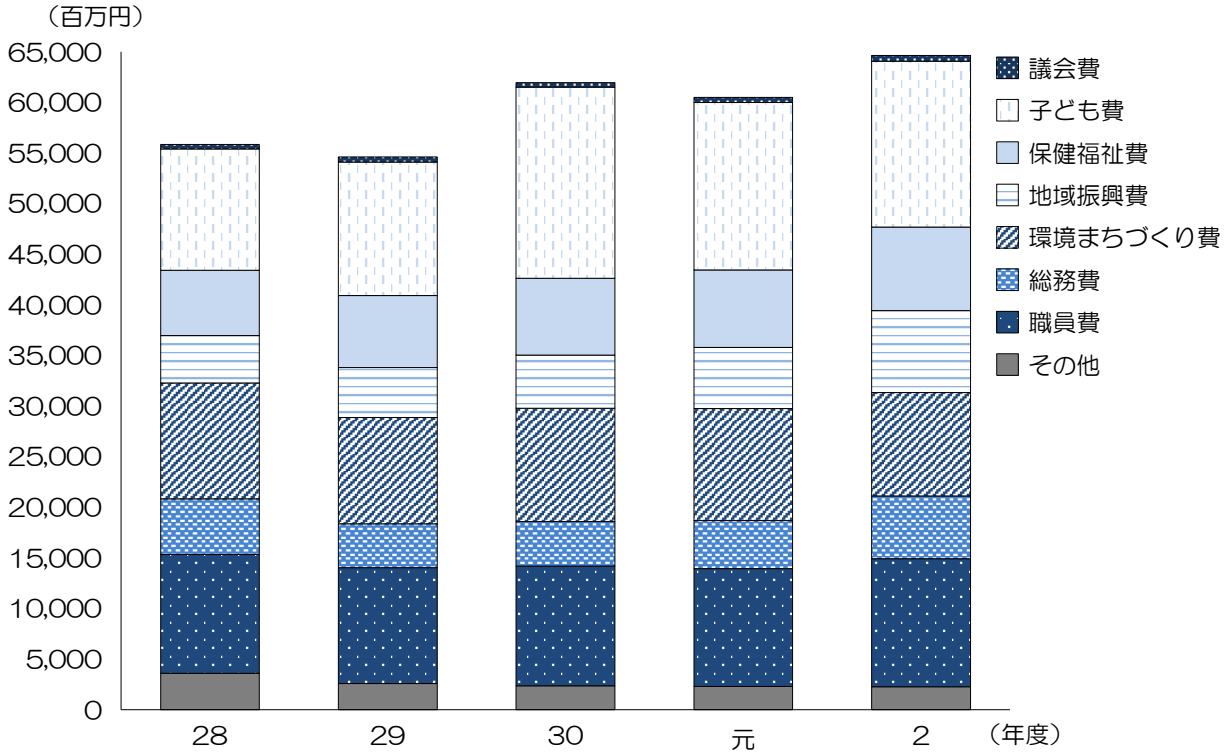

（２）性質別歳出

●義務的経費は、前年度対比 13 億 36 百万円、7.2%の増となりました。
●そのうち人件費は、会計年度任用職員制度の導入や定年退職者数の増などにより、前年度対比９億 31 百万円、7.7%の増となりました。
●扶助費は、子ども・子育て支援法に基づく給付である「私立保育所等運営補助」２億 68 百万円の増などにより、前年度対比４億７百万円、6.4%の増となりました。
●公債費は、「特別区債利子償還金」△２百万円の減などにより、前年度対比△１百万円、△1.6%の減となりました。
●一般行政費は、前年度対比 27 億 63 百万円、9.2%の増となりました。
●そのうち物件費は、「総合住民サービスシステムのリプレース」６億 39 百万円、「公園維持管理」97 百万円、「人材派遣委託」94 百万円、「情報連絡網の整備」90 百万円、「お茶の水小学校・幼稚園の整備（埋蔵文化財調査）」86 百万円、「障害者アート世界展２０２０」74 百万円、「ちよだ安全・安心ネットワークの推進」69 百万円、「東京２０２０大会関連事業」51 百万円の増などにより、前年度対比 17 億８百万円、10.3%の増となりました。
●補助費等は、私立保育園等への区独自や上乗せ補助等を行っている「私立保育所等運営補助」４億 29 百万円、「（仮称）二番町高齢者施設の整備」３億 59 百万円の増などにより、前年度対比 10 億 65 百万円、10.1%の増となりました。
●投資的経費は、「北の丸公園周辺地域整備の推進」完了による△９億 58 百万円、「（仮称）四番町公共施設整備」の事業進捗による△６億 28 百万円、「国史跡常磐橋の修復」完了による△５億 98 百万円の減はあるものの、「（仮称）外神田一丁目公共施設整備」20 億３百万円の増などにより、前年度対比 46 百万円、0.4%の増となりました。

歳出予算額（性質別）の推移

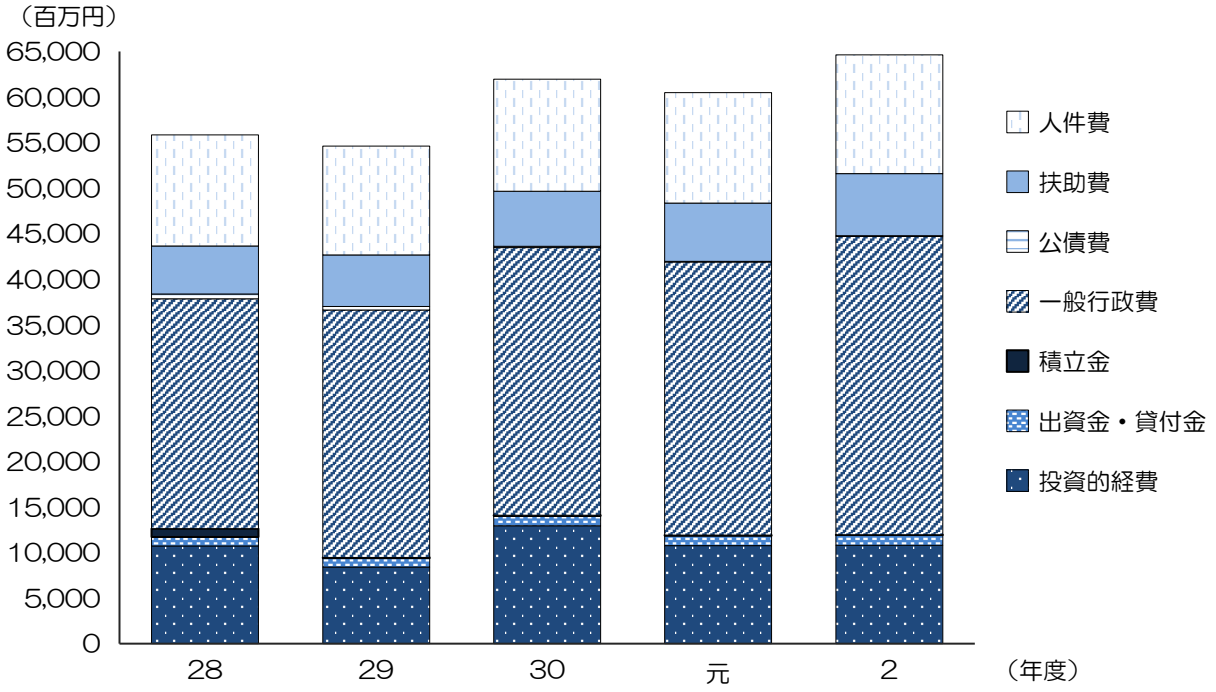

歳出予算一覧表（性質別）

区分 / 科目		令和２年度予算額 金額	令和２年度予算額 構成比	令和元年度予算額 金額	令和元年度予算額 構成比	増(△)減額	増(△)減率
		千円	%	千円	%	千円	%
義務的経費		19,908,913	30.8	18,572,666	30.7	1,336,247	7.2
	人件費	13,044,048	20.2	12,113,479	20.0	930,569	7.7
	扶助費	6,795,021	10.5	6,388,190	10.6	406,831	6.4
	公債費	69,844	0.1	70,997	0.1	△1,153	△1.6
一般行政費		32,744,309	50.7	29,981,089	49.6	2,763,220	9.2
	物件費	18,252,100	28.2	16,544,375	27.4	1,707,725	10.3
	補助費等	11,642,212	18.0	10,576,714	17.5	1,065,498	10.1
	繰出金	1,994,115	3.1	2,005,143	3.3	△11,028	△0.5
	その他	855,882	1.3	854,857	1.4	1,025	0.1
積立金		64,746	0.1	64,911	0.1	△165	△0.3
貸付金		1,003,575	1.6	1,003,575	1.7	0	0.0
出資金		97,810	0.2	99,046	0.2	△1,236	△1.2
投資的経費		10,806,414	16.7	10,760,647	17.8	45,767	0.4
歳出合計		64,625,767	100.0	60,481,934	100.0	4,143,833	6.9

※「その他」は、維持補修費、予備費です。

歳出予算（性質別）構成比の推移

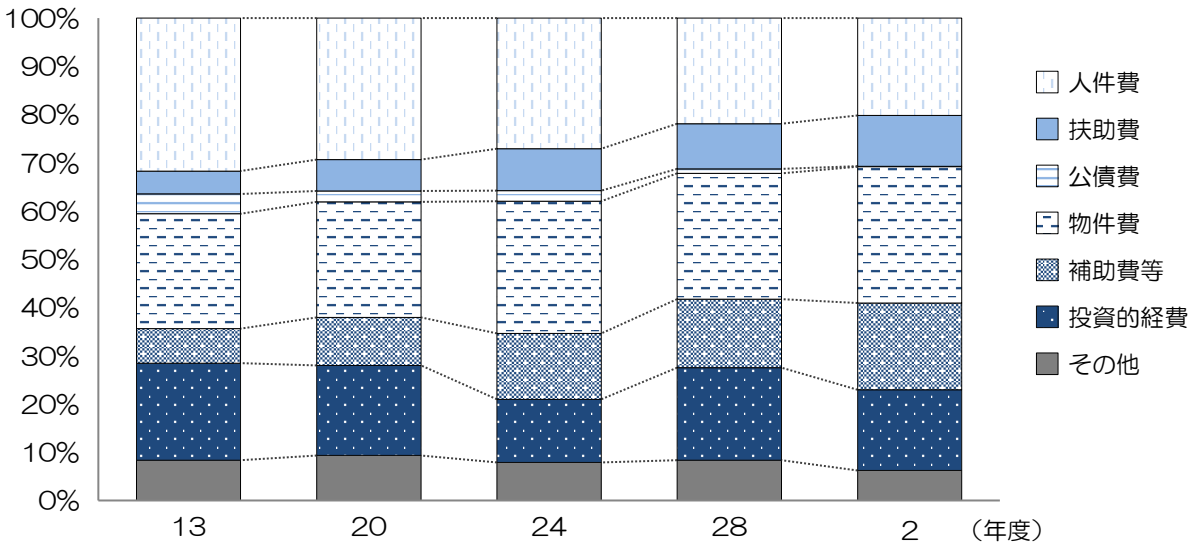

※「その他」は、繰出金、維持補修費、積立金、貸付金、予備費です。
※平成24年度予算は、同時補正予算を含む数値です。

5　区民生活を支えるために重点的に取り組む施策

子どもに関する取組み　予算総額 16,397 百万円
（令和元年度　16,555 百万円）

保育園と学童クラブにおける「待機児童ゼロ」をめざし、私立認可保育所・私立学童クラブの整備や運営の支援を行い、子どもの健やかな成長に向けた支援を行います。また、大人も子どもも共に成長していく「共育」の理念のもとに、妊娠期を含む子育て世代や 0～18 歳までの子どもの成長を見通した切れ目のない支援体制の充実、子育て世代の経済的負担軽減を行い、子育て環境の向上をめざします。

■　保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

保護者の就業形態等の多様化に応じた教育・保育の形態が選べ、どの教育・保育施設でも子どもたちがのびのび成長できるよう良好な環境を整えます。

- 増大する保育需要に対応するため、令和２年度には私立認可保育所等の定員 283 名の増を見込んでいます（P16 参照）。また、令和３年度に３か所の私立認可保育所の開設をめざし、定員は 208 名の増を見込んでいます。さらに、保育所開設用地の確保のため、区有地（旧高齢者センター跡地）を活用し、保育所用地とするため既存建物を解体し該当用地を整備するなど、保育園の待機児童ゼロをめざし保育供給量の拡大に取り組みます。
- 保育環境の充実・保育の質の確保を図るため、保育所運営事業者に対し、配慮を要する乳幼児の保育を行う場合の「障害児等対応加算」等の加算を新設します。
- 増大する学童クラブ入会希望に対応するため、令和３年度に麹町地区に１か所、神田地区に１か所の私立学童クラブの開設をめざします。さらに、夏休み等の長期休暇中に開室する放課後子ども教室を増やし、プログラムの充実を図るとともに、学校内学童クラブとの連携を強め、学童クラブの待機児童ゼロを継続します。加えて、事業者の職員に対する給与等の処遇改善を継続実施し、人材の定着によるスキルアップ及びサービスの向上を図ります。
- （仮称）四番町公共施設の整備について、既存施設の解体工事及び新築工事を進め、令和６年度の竣工をめざします。
- 集団保育を受けることが困難な病気の急性期において児童を預けられる施設の二

ーズが高まっていることから、新たに病児保育施設を整備し、保護者の就労等を支援します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み 主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
待機児童ゼロ対策（保育園・学童クラブ）				
私立保育所等整備補助（私立保育所）		1,103,958	1,201,589	△ 97,631
私立保育所等整備補助（私立学童クラブ）		132,679	150,982	△ 18,303
保育所用地の整備		115,382	91,752	23,630
民間事業者支援（保育園）				
私立保育所等運営補助	拡充 独自	3,572,799	2,876,075	696,724
地域型保育事業運営補助	拡充 独自	567,478	622,478	△ 55,000
認証保育所等運営補助	独自	1,316,773	1,179,123	137,650
民間事業者支援（学童クラブ）				
いずみこどもプラザ運営補助		102,862	102,862	0
富士見わんぱくひろば事業運営		125,008	124,570	438
放課後子ども教室	拡充	151,360	143,296	8,064
学校内学童クラブ		219,339	219,339	0
私立学童クラブ運営補助		562,149	556,975	5,174
児童施設の整備				
（仮称）四番町公共施設整備		141,652	1,021,097	△ 879,445
その他				
病児保育室事業	新規	42,316	0	42,316
保育ＩＣＴ化の推進	新規	28,186	0	28,186

■　安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

妊娠・出産から子育てまで継続した支援を行い、子育てに関する不安が少なく、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちづくりをめざします。

- 障害や発達に課題のある子どもの多くに「（仮称）子どもケアプラン」を作成するとともに、子どもの支援情報をまとめた「子育てカルテ」を活用して、関係機関と連携し情報の提供や共有を行うことで、妊娠期から 18 歳までの切れ目ない支援を提供する体制を整えます。
- 令和2年度で「千代田区障害児福祉計画」が最終年度を迎えることから、障害児通所支援等を提供するための体制の確保やサービスの目標量を定めるため、令和元年度に障害者（児）を対象として実施したアンケートの結果等を踏まえて、次期計画を策定します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
子ども・子育てに関する総合相談／児童の虐待防止・早期発見					
	障害児ケアプラン	独自	19,896	20,222	△ 326
児童の虐待防止・早期発見					
	子どもの権利擁護に関する調査検討	新規	3,000	0	3,000
子どもを支援するための給付					
	児童手当等の支給	独自	920,333	904,608	15,725
	こども医療費助成	独自	411,152	375,841	35,311
その他					
	子ども発達センター「さくらキッズ」	独自	92,304	91,459	845
	第２期障害児福祉計画の策定	新規	2,000	0	2,000

■　他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

個に応じた指導の充実を図るとともに、多様な人間関係の中で、他者を思いやり、相手の立場に立って考えられる力を育むため、心の教育を充実します。

- 児童虐待やいじめ・不登校などが増加傾向にある中、子どもを保護する対象としてだけでなく、一人の人間として権利を有する主体として捉える理念が広く示されるようになっています。そこで、子どもたちや保護者、学校関係者など子どもたちと関わる方々の様々な「子どもと大人との関わり」についての意見や考え方を、アンケート調査などにより聴き取り、子どもの権利擁護をどのように進めていくか検討を行います。
- 特別支援教育の充実を図るため、区立保育園・こども園・幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に心理等の専門家を派遣し、特別な支援が必要な児童等の状況を把握し、適切な指導・支援方法について教職員や保護者に助言します。また、外国人児童・生徒や帰国児童・生徒が日本語を用いて安心して学校生活を送れるよう、在籍校への訪問指導を引き続き行っていきます。
- 学校・園の教員等の様々な対応の負担軽減が課題となっています。このため、弁護士や臨床心理士等からの助言・支援など学校等対策支援を強化することにより、教員等が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員等の資質・能力を向上させる機会を充実させ、質の高い学校教育を推進します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み 主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
心の教育の推進／多様な体験活動の充実／子どものいじめ防止対策				
心の教育の推進	独自	8,400	7,506	894
子どものいじめ防止対策				
子どもの権利擁護に関する調査検討（再掲）	新規	3,000	0	3,000
個に応じた指導の充実				
個に応じた指導の充実		125,744	100,616	25,128
学校等対策支援		1,640	1,220	420

■　グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

社会の変革に対応するため、国際教育の一層の推進に努め、学力・体力の向上を図るとともに、各学校の実情を活かした特色ある教育の充実を図ります。

- 特色ある教育活動として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の経験が、子どもたち一人ひとりにとって、その後の人生の糧となるような掛け替えのないものとなるようオリンピック・パラリンピック教育を教育課程に明確に位置づけ、年間を通じた教育活動を行っていきます。また、部活動における児童・生徒の意欲や技術力の向上、学校・園で長年行っている伝統的な行事を継承していくため、地域等の外部指導員を活用するなど地域との連携を図ります。
- 小学校の学習指導要領が改訂され、３・４年生は週１回で年間 35 時間の外国語活動を行い、５・６年生は週２回で年間 70 時間の「教科型」の英語を行うほか、東京都教育委員会が進める国際教育事業「Tokyo Global Gateway」を活用した校外学習を、各小学校で年 1 回実施し、国際理解教育の推進を図っていきます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
きめ細かな指導の推進／健康・食育・体力向上プランの推進／国際教育の推進／伝統文化理解教育の推進					
	特色ある教育活動	独自	71,359	65,114	6,245
きめ細かな指導の推進／健康・食育・体力向上プランの推進					
	ＩＣＴ教育の推進	独自	284,018	294,679	△ 10,661
国際教育の推進					
	国際教育の推進	独自	48,095	45,070	3,025

■　児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

児童・生徒が一日の大半を過ごす教育施設を発育状況にあわせて良好な環境に整えるとともに、子どもが安全で健やかに成長できるまちづくりをめざします。

- 和泉小学校・いずみこども園等施設の設備の老朽化や安全管理上の課題について、学校関係者や保護者、地域の関係者と意見交換・情報共有を行うなどし、整備方針を策定します。
- お茶の水小学校・幼稚園は解体工事完了後、校舎新築工事に着手します。また、解体工事にあたり遺跡存否確認調査（試掘調査）を実施したところ、遺構・遺物の存在が確認されたため、文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査を行います。
- 子どもたちが安全でのびのびと外遊びができ、健やかにたくましく育つことができるよう支援するため、子どもの遊び場事業のさらなる推進に努めます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
教育施設の整備					
	和泉小学校・いずみこども園等施設整備調査検討		7,094	6,958	136
	お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業		1,249,951	1,249,043	908
子どもの遊び場確保の取組み					
	子どもの遊び場確保の取組み	独自	88,342	84,185	4,157

● 子育て関連予算額の推移

令和２年度の子ども一人あたりの予算額は 1,087 千円となります。

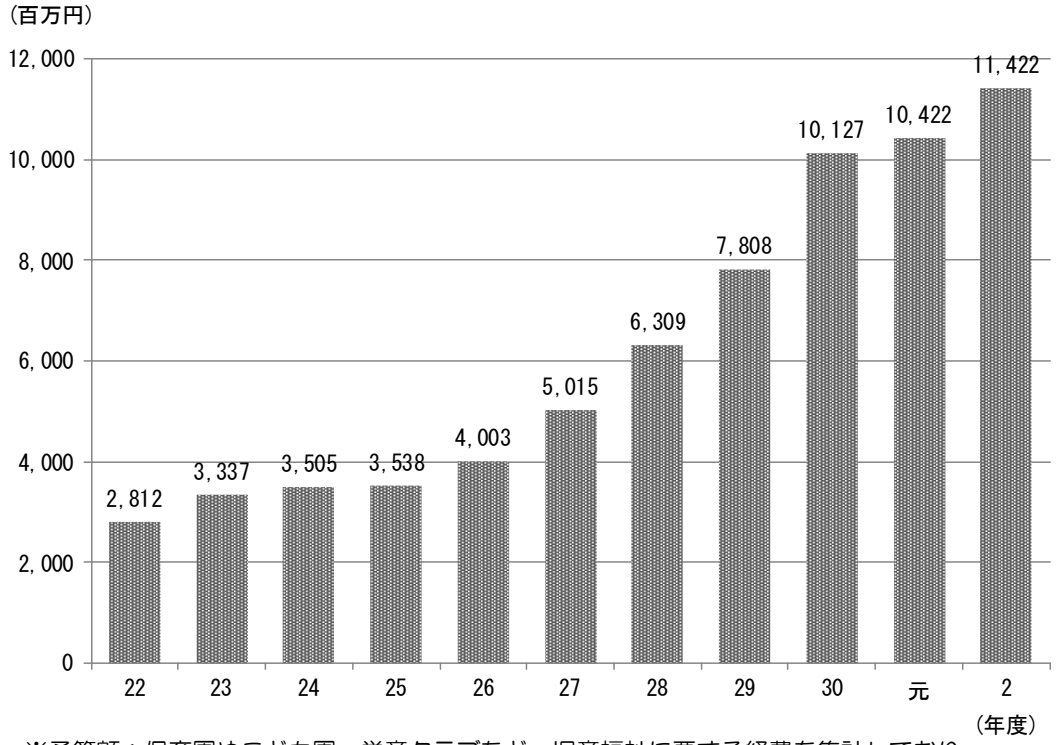

※予算額：保育園やこども園、学童クラブなど、児童福祉に要する経費を集計しており、

職員給与費と施設整備費は含まれていません。

● 児童・生徒一人あたりの教育費決算額 23 区比較（平成 30 年度決算）

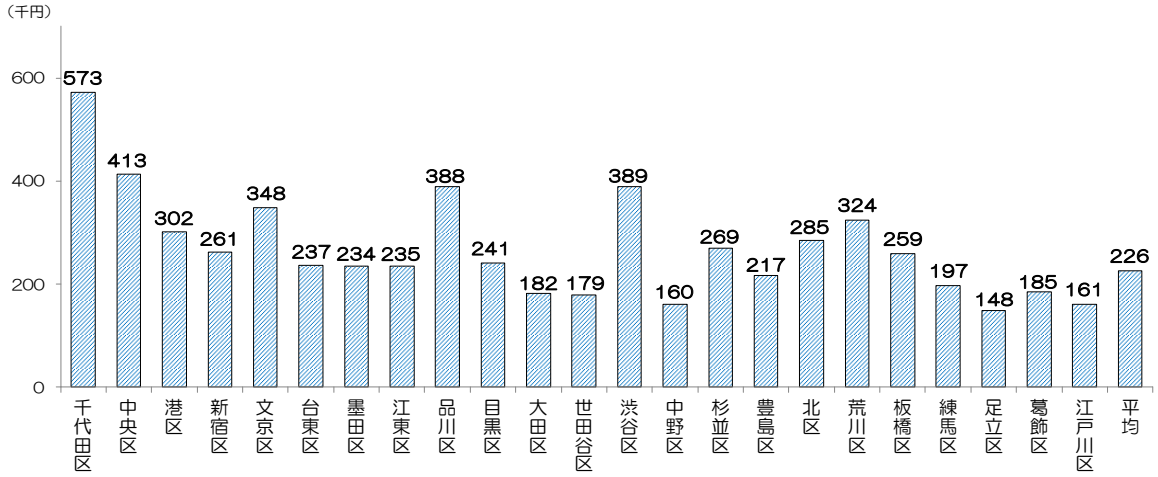

※地方財政状況調査及び学校基本調査を基に千代田区で作成しています。

※積立金、投資的経費及び東京都教職員の人件費は含まれていません。

● 保育園の定員数と待機児童数の推移

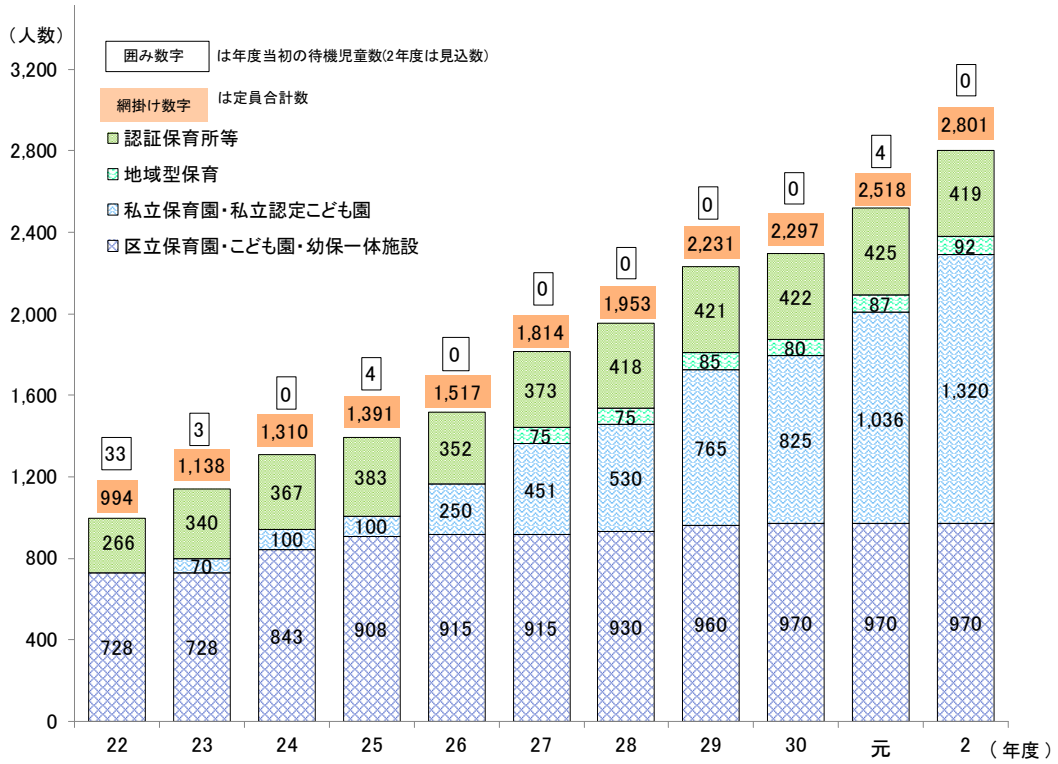

【待機児童の定義　※待機児童とは以下の定義を全て満たす方】

- 認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望していても入園することができなかった。
- 認可保育園や認証保育所等の施設に入所していない。
- 当該年度中に内定した園を辞退していない。
- 居宅訪問型保育事業の利用を辞退した（令和元年度から追加）。

● 学童クラブの定員数と待機児童数の推移

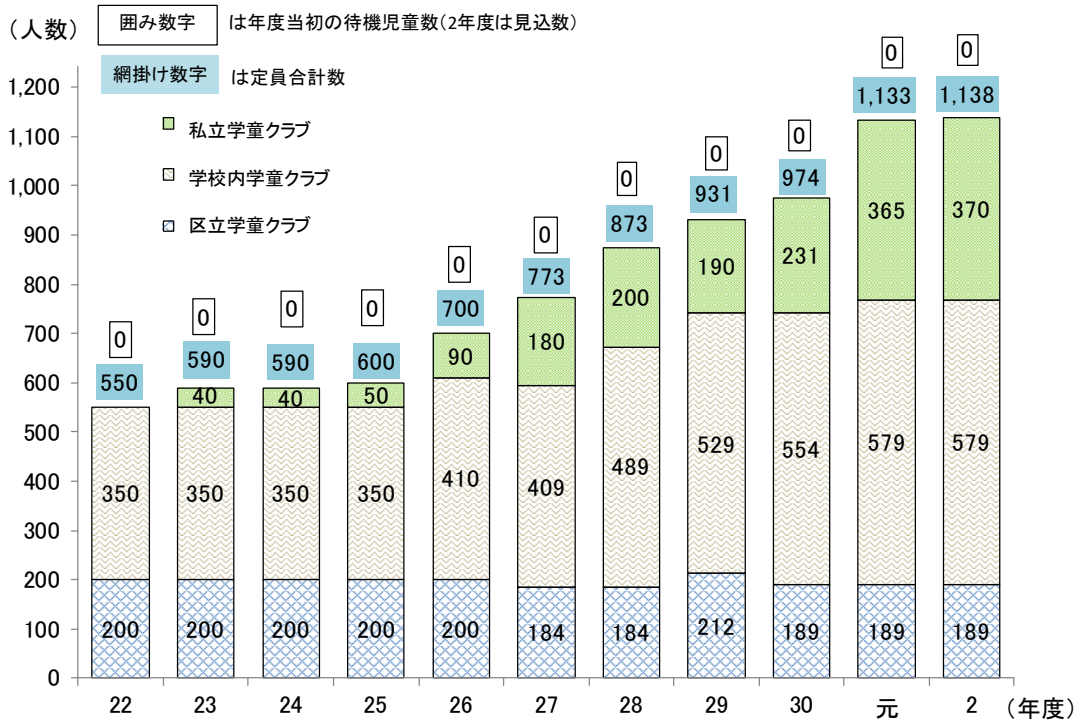

保健福祉に関する取組み　予算総額8,234 百万円
（令和元年度　7,663 百万円）

人生 100 年時代を迎え、障害があっても、高齢になっても、可能な限り誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築・推進・深化を図り、必要な福祉サービス基盤の整備と提供の充実につとめます。

さらに、子どもから高齢者までライフステージに応じて心身ともに健康で快適な生活が営める社会をめざし、予防接種の推進や健康寿命の延伸などに取り組み、一人ひとりの健康づくりをより一層支援します。

■　感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します
■　一人ひとりの健康づくりを支援します
■　安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます

区民等の生命と健康を守るために、感染症や食中毒等を予防するとともに、健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備します。また、区民がいきいきと健康で生活し続けられるよう、心身の健康づくりを支援します。さらに、区民が安心して地域生活できるよう、状況に応じて医療機関や在宅で適切な医療が受けられる仕組みを強化するとともに、医療と介護の連携推進に取り組みます。

- 近年、ねずみ関連の苦情や相談が増加しています。区内の衛生的な環境を確保するため、殺鼠剤配布を継続するとともに、正確な生息状況を把握するため、調査の規模を拡大します。また、ねずみ対策に関するリーフレットを作成し、区民や事業者などへの普及啓発を図ります。
- 令和２年 10 月から、定期予防接種にロタウイルスワクチンが追加されます。これに伴い、定期予防接種化されるまでの間、区独自に任意予防接種として実施し、接種費用を全額助成します。さらに、おたふくかぜ予防接種の助成回数を１回から２回に増やし、感染症予防の強化と子育て世代の経済的負担軽減を図ります。
- 区は、「千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、関係機関と連携して「歯と口腔の健康づくり」の普及啓発活動を行っています。令和２年度は、区内の歯科医師会が 11 月のキャンペーン月間に合わせて、保健所を会場に無料でおこなう口腔がんチェックの取組みを支援します。

● 40 歳以上の全区民に対して、特定健康診査に含まれない独自の検査項目を成人健診として実施しています。令和２年度からは、加齢に伴う難聴の早期発見のため、聞こえに不安がある方を対象に聴力検査を独自に追加して実施します。

● 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、区民や施設の管理権原者等に向けて法令等の趣旨や規制内容の周知を図るとともに、法令等の違反に対しては、行政指導・処分を行い、自らの意思で受動喫煙を避けることができる社会環境の整備を促進します。

● 来街者の増加が見込まれる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の医療体制を確保するため、休日応急診療の充実を図ります。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
感染症や食中毒、熱中症予防の普及啓発等（※）					
	熱中症予防対策	拡充	10,162	7,937	2,225
	ねずみ・衛生害虫駆除	拡充	3,357	2,615	742
予防接種の推進					
	予防接種	拡充	412,509	356,049	56,460
歯と口腔の健康増進					
	歯科口腔保健の推進	独自	54,250	53,425	825
データに基づく効果的な健診等の推進					
	成人健診	拡充	75,966	66,704	9,262
	長寿健診		23,008	22,324	684
	特定健康診査・特定保健指導（国民健康保険事業会計）		35,394	35,403	△ 9
受動喫煙対策の推進（※）					
	受動喫煙防止対策	拡充	26,761	14,139	12,622
その他					
	休日応急診療	拡充 独自	56,676	55,313	1,363

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

■　高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します
■　認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します

地域包括ケアシステムを構築、推進し、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに努めます。また、認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り地域で尊厳を持って生活できるような地域づくりを進めます。

- 介護状態になる以前からのフレイル対策と重度化を抑制するため、「フレイル（虚弱）」の概念や予防の重要性をさらに普及啓発するとともに、令和２年度からは講座の実施会場数を増やし講演会も実施します。また、フレイル状態を客観的に判断するための事業を開始し、フレイル対策・介護予防の取り組みを進めていきます。
- 区内で入所、入居等のサービスを提供する介護施設に対して、安定的かつ健全な運営、サービスの質の向上・維持及び利用者の負担軽減を目的として助成を行っています。令和２年度からは、各介護施設の夜勤体制を強化する助成を拡充します。
- （仮称）二番町高齢者施設の令和３年度開設に向けて、開設当初から安定した質の高いサービスの提供が行われるよう、施設の人材確保等の経費を助成します。
- 高齢者の尊厳ある暮らしの実現をめざし、高齢者虐待に関する普及啓発、高齢者虐待防止ネットワークの構築、虐待の早期発見及び見守りの仕組みづくり等を行っています。令和２年度は、高齢者虐待に関する区民向けパンフレットを新たに作成・配布し、高齢者虐待のより一層の防止を図ります。
- 千代田区社会福祉協議会は、地域住民、ボランティア団体、企業等と協働し、区と連携しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉活動に取り組んでいます。令和２年度は、（仮称）外神田一丁目公共施設に社会福祉協議会の新たな活動拠点を設置する準備を行うとともに、組織・事業・人員等の法人運営体制の強化に向けた一層の取組みを支援するため、必要な運営補助等を行います。
- 高齢者総合サポートセンター内の高齢者活動センターでは、マシントレーニングの利用者増を踏まえ、健康運動指導士を配置するとともに、訓練機器を増配置し、フレイル対策・介護予防の拠点機能を強化します。また、研修センターでは、介護の専門職が自宅へ訪問し、日常の介護の状況を把握した上で、介護技術を指導する訪問型介護研修を新たに開始するとともに、専門職が抱える困難事例解決に向けて、有識者が専門職に助言や指導を行う事例検討会を実施します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み 主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
フレイル対策・介護予防の推進（※）				
フレイル対策事業	拡充 独自	12,420	9,065	3,355
相談体制の充実				
高齢者総合サポートセンター管理運営（総合相談）	独自	133,000	133,000	0
よろず総合相談	独自	49,466	49,778	△312
包括的支援事業（介護保険特別会計）		43,500	42,700	800
介護施設等の基盤整備／認知症対応施設の整備				
介護施設運営助成	拡充 独自	143,683	128,199	15,484
（仮称）二番町高齢者施設の開設支援	新規	72,993	0	72,993
（仮称）二番町高齢者施設の整備		988,630	629,300	359,330
（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進	新規	22,400	0	22,400
（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備		115,700	8,493	107,207
高齢者虐待防止・早期発見・対応の体制整備（※）				
高齢者虐待防止の推進	拡充	1,937	876	1,061
ハイリスク高齢者への家庭訪問／認知症相談と支援サービスの充実／認知症サポーターの養成／認知症ケアパスの活用				
認知症支援サービス	独自	5,102	5,084	18
認知症総合支援事業（介護保険特別会計）		13,017	13,725	△708
その他				
社会福祉協議会支援		210,599	194,632	15,967
いきいきプラザ一番町管理運営		358,272	385,137	△ 26,865
高齢者総合サポートセンター管理運営（指定管理料）	拡充 独自	135,581	128,742	6,839

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

■　障害があっても暮らしやすい地域をめざします

誰にも優しい社会に向け、障害者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

● 区は、障害者計画と第５期障害福祉計画等の一体的な計画として「千代田区障害福祉プラン」を平成 30 年３月に策定しました。令和２年度は、現行の障害者計画の見直しによる改定を行い、障害の種類に応じて医療とも密接に連携するとともに、第６期障害福祉計画を策定します。

● 障害等のある方や要介護要支援高齢者の増加を見据えて、旧千代田保健所敷地に障害者のグループホーム、認知症高齢者グループホーム及び地域に開かれた機能を有する施設整備を計画しています。令和２年度は、計画施設の機能を最も効果的にするための整備・運営の調査・検討を行い、運営事業者の募集・選定準備を進めます。また、既存施設の解体工事の準備を行います。

● 障害等のある方の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券又は自動車燃料費の一部を助成しています。令和２年度からは、タクシー料金の値上げや原油高騰に伴う燃料費の値上げ等に伴い、月額助成額を3,550円から3,700円に拡充します。

● 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方を対象に、コミュニケーションの支援や福祉の増進を図るため、補聴器の購入費の一部を助成しています。令和２年度からは助成上限額を 25,000 円から 50,000 円に拡充し、区民のより一層の経済的負担の軽減を図ります。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
障害福祉サービス及び医療との連携の推進（※）					
	障害者・障害福祉計画の改定	新規	7,800	0	7,800
障害者福祉センターの運営／障害児の通所支援等の推進					
	障害者福祉センターえみふる管理運営	独自	289,037	313,085	△ 24,048
障害者施設の整備（※）					
	（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進（再掲）	新規	22,400	0	22,400
	（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備（再掲）		115,700	8,493	107,207

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
その他					
	社会福祉協議会支援（再掲）		210,599	194,632	15,967
	福祉タクシー券支給	拡充	32,505	29,861	2,644
	自動車燃料費助成	拡充	1,634	1,704	△ 70
	難聴者補聴器購入費助成	拡充	1,137	637	500

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

■　福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

生活困窮者など困難な課題を持つ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、効果的な支援を行います。

● 生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な相談・支援体制を強化します。また、子どもの学習・生活支援事業では、支援の対象学年を高校３年生まで拡大します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
隙間のない相談支援体制の構築／対象者の状況に応じた支援					
	生活困窮者自立支援（自立相談支援）	拡充	33,660	7,181	26,479
その他					
	社会福祉協議会支援（再掲）		210,599	194,632	15,967

● 要介護認定者の推移（各年度末時点）

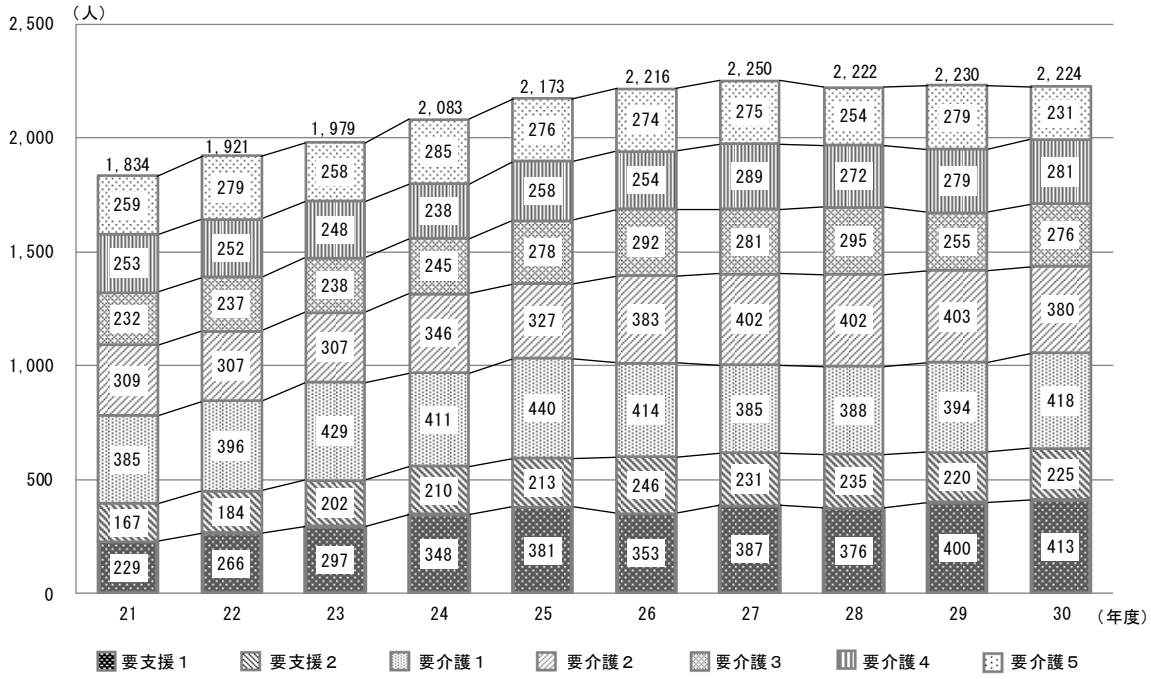

● 高齢者のための福祉サービス予算額の推移

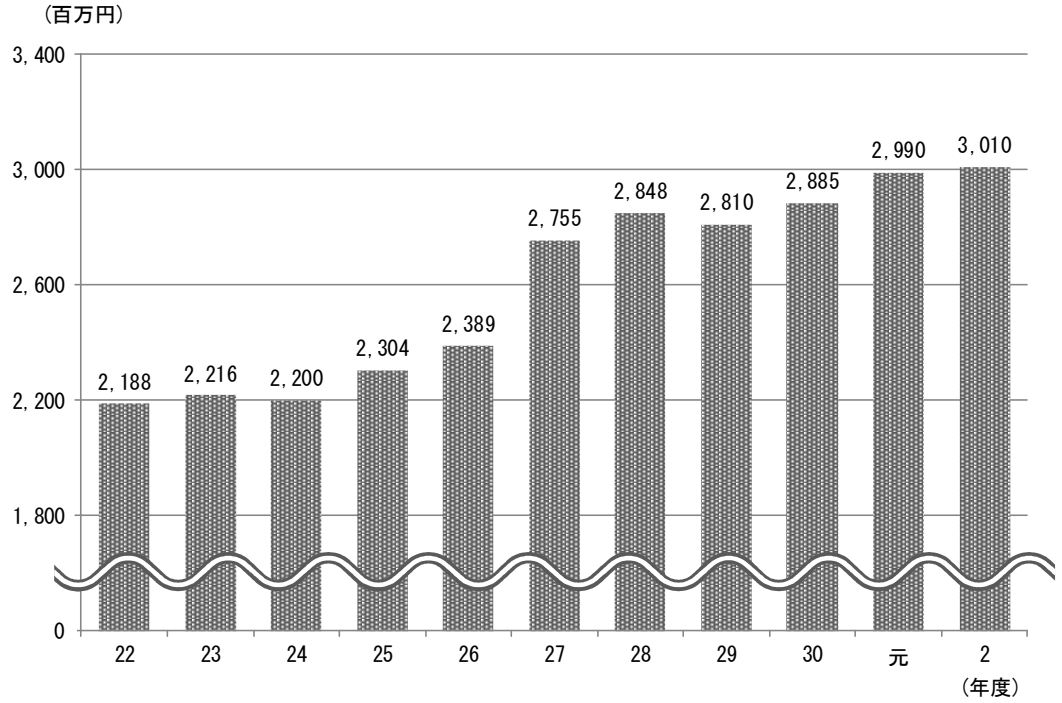

※予算額：高齢者福祉費と他会計繰出金（国民健康保険事業会計を除く。）を集計しており、職員給与費と施設整備費は含まれていません。

● 障害福祉サービスの延べ利用者数の推移（各年度末時点）

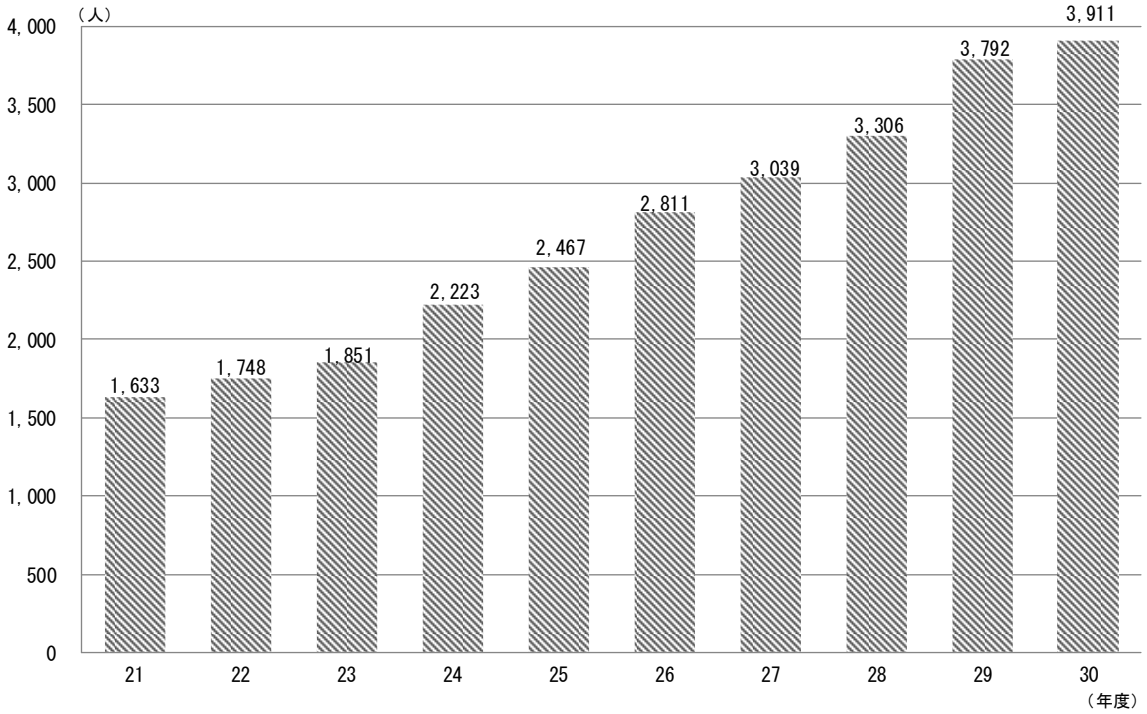

● 障害者のための福祉サービス予算額の推移

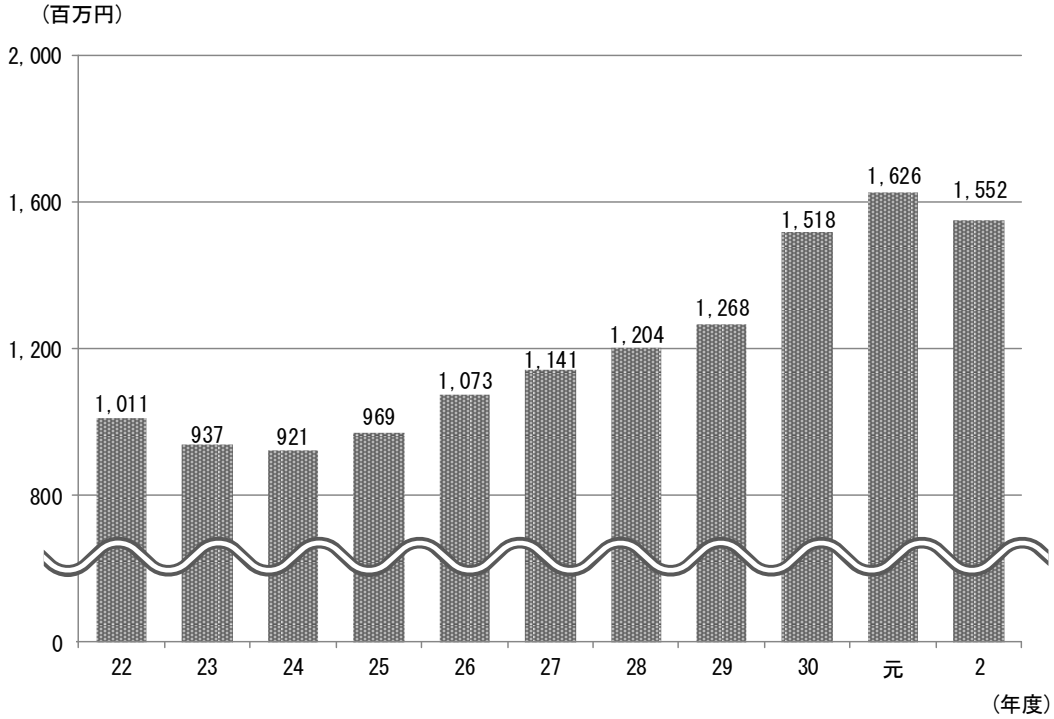

※予算額：障害者福祉費を集計しており、職員給与費と施設整備費は含まれていません。

特別会計

■　国民健康保険事業会計

国保制度改革により、平成 30 年度からの保険料の算定は、都が標準的な保険料率を提示し、それを参考に区市町村が決定することとなりました。

本区は今年度についても特別区の統一保険料方式ではなく、都が示した標準保険料率を参考に独自の保険料率を決定しました。

制度改正に伴う激変緩和策や保険料の賦課上限額の引き上げを反映させるとともに、区は昨年度並みの法定外繰入金を投入しました。その結果、保険料率を据え置き、国保加入世帯の約９割を占める世帯で、昨年度と同額となることを実現しました。

■保険料率表

区分		令和２年度	令和元年度	増減
医療分	均等割	37,300円	37,300円	―
	所得割	7.14%	7.14%	―
	上限額	63万円	61万円	２万円増
後期高齢者支援金分	均等割	11,000円	11,000円	―
	所得割	1.93%	1.93%	―
	上限額	19万円	19万円	―
計	均等割	48,300円	48,300円	―
	所得割	9.07%	9.07%	―
	上限額	82万円	80万円	２万円増
介護納付金分	均等割	14,200円	14,200円	―
	所得割	0.97%	0.97%	―
	上限額	17万円	16万円	１万円増
一人あたり保険料額	介護分なし	153,846円	152,375円	1,471円増
	介護分あり	184,074円	182,128円	1,946円増

※介護納付金分は、介護保険第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）に賦課されます。

■　介護保険特別会計

介護保険制度では、保険事業の安定的・持続的運営のために３年に１度、事業計画を策定することとなっています。2025 年に団塊世代が 75 歳以上（後期高齢者）に、2040 年に団塊ジュニア世代が 65 歳以上（高齢者）となることから、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う様々な課題を見据え、地域包括ケアシステムをこれまで以上に機能させる必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、令和２年度に高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画（令和３年度～５年度）の策定を行います。

※令和２年度の介護保険料の改定はありません。

■　後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療保険料は２年ごとに改定され、令和２・３年度は新しい保険料率に変わります。保険料の急激な負担増を緩和するため、都内 62 区市町村では、本来保険料で賄うべき葬祭費等の財源について、引き続き特別対策として令和 ２・３ 年度の２年間で 217 億円を負担します。

さらに、広域連合の平成 30 年度・令和元年度の財政収支に係る剰余金も充当することにより、保険料の増加を抑制しています。

■保険料率

区分	令和２・３年度	平成 30・令和元年度	増減
均等割	44,100 円	43,300 円	800 円増
所得割	8.72%	8.80%	0.08 ポイント減
上限額	64 万円	62 万円	２万円増

地域振興に関する取組み　予算総額 8,102 百万円
（令和元年度　6,013 百万円）

区民の生活が、より安全かつ快適で豊かなものになるように努めます。また、区内に一層の活気と賑わいを創出し、区の魅力や活力を高めていきます。さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人を含むすべての来街者にとって、居心地の良い、おもてなしのまちをめざします。

■　清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

- 夜間帯の路上喫煙や客引き行為等に対する注意・指導の対応件数が増加しているため、現行の青色回転灯パトロール車のパトロール体制の効率化を図り、特に事件・事故等の発生頻度が高い夜間帯の巡回体制を強化し、客引き行為等への対応を重点的に行います。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場周辺を中心としたラストマイルの喫煙対策を推進するため、区内 10 か所の公園等を生活環境条例の路上禁止地区として新たに指定します。禁煙の対象となる区立公園等に近隣喫煙所への案内員を配置するなどにより周知を図っていきます。また、屋内喫煙所設置助成や既設民間喫煙所の開放促進など（令和元年度末 53 か所見込）について、引き続き、喫煙所確保に多角的に取り組みます。
- 安全で快適なまちの実現に向けて、引き続き、地域が行う活動を支援するため、民間警備員による巡回パトロールを実施するとともに、客引き行為等防止重点地区の拡大について地域と協議を行っていきます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
生活環境改善推進					
	生活環境改善推進	拡充独自	41,532	45,735	△ 4,203
	ちよだ安全・安心ネットワークの推進	拡充	148,424	79,717	68,707

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策					
	喫煙所設置対策	拡充 独自	351,058	304,228	46,830
客引き防止対策の推進					
	客引き行為等の防止対策	独自	52,294	44,867	7,427

■　千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます
■　中小企業や商工業の活性化を支援します

区民と共に区の魅力を高めることにより、区民が誇りを持ち、多くの人々が訪れる、賑わいのあるまちにしていきます。また、中小企業の経営安定化への支援や、起業支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた自主的な取組みを支援します。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国内外から訪れる観光客に向けて効果的に情報を発信していくため、千代田区観光協会が実施する地域イベントのプレスリリース、ガイドブック等のラインアップ拡充、インバウンド向けツアーの企画運営や日比谷公園丸の内音頭大盆踊り大会の協賛などの取組みを支援します。
- 「千代田区における地方との連携のあり方」に基づき、区全体で連携事業を推進します。また、「ちよだいちば」で引き続き区民などに新鮮な地方特産品の提供を行うとともに、飲食店に対する地方特産品の販路拡大にも取り組みます。
- 「起業しやすいまち」、「新たなビジネス展開のしやすいまち」をめざし、区内での創業希望者や区内中小企業者等が「クラウドファンディング」を活用する場合にかかる手数料について、東京都が補助した額の半額をさらに区が補助します。
- 区内の中小企業者等や商工業の活性化を支援する商工振興基本計画の計画期間が令和３年度で終了するため、２か年にわたって計画の改定を行います。令和２年度は、これまでの計画の成果や課題の抽出及び区内商工業の現状把握など、計画改定に向けた基礎調査を実施します。
- 区内商工業の活性化や賑わいの創出を図るため、引き続き、区内商工関係団体等が主体的に行うイベント等に支援するとともに、使い捨てプラスチックの使用量削

減など、区が直面する様々な政策課題について、商店街の強みを活かしながら協働してその解決をめざします。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
シティプロモーションの推進					
	観光協会運営補助等	拡充	284,417	265,861	18,556
地方との連携					
	地方との連携支援	独自	17,204	16,202	1,002
文化資源の見える化の展開					
	文化財保護事業運営	拡充	134,380	73,932	60,448
水辺の活用					
	（仮称）外神田一丁目公共施設整備		2,563,577	559,900	2,003,677
起業支援の充実／中小ビルの活性化／商工融資・経営相談					
	中小企業等経営支援	拡充	7,716	6,211	1,505
商工関係団体への支援					
	商工関係団体等支援事業	独自	96,883	95,768	1,115
その他					
	商工振興基本計画の改定	新規	5,500	0	5,500

■　区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます
■　豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます

誰もが生涯を通じて多様な学習・スポーツ活動を行うことができるよう、仕組みづくりと人材育成を進めます。また、本区の持つ豊かな歴史や文化資源、文化・芸術活動

について、誰もが気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます。

- 令和元年度に引き続き、新スポーツセンターの建設地や規模などを含めて検討を行い、新スポーツセンター基本構想の策定をめざします。
- 区民をはじめ、区を訪れる人が区の歴史や文化に触れる機会として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に日比谷図書文化館において「(仮称)浮世絵で見る江戸文化」を開催します。また、国指定史跡常盤橋門跡常磐橋の文化財修理工事報告書を作成するとともに、工事により出土した文化財を常盤橋公園に展示します。加えて、文化財の活用に向けて適切に文化財を保存・管理していくため、文化財台帳のデータベース化を進めるとともに、区内に所在する文化財の総合調査に向けた検討を行います。
- 今まで日本国内からの応募作品による公募展として開催してきた「ポコラート全国公募展」を、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、文化の祭典として広く国外からの作品も集結し、国内外の文化交流を促す「障害者アート（ポコラート）世界展 2020」へ発展させ、開催します。
- 令和元年度に引き続き、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に向けた取組みを行うとともに、大会期間中は、聖火リレー関連イベントやコミュニティライブサイトなどを実施し、区民だけでなく区を訪れる多くの観戦客や観光客などにも楽しんでもらえる取組みを進めていきます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
新スポーツセンターの整備					
	新スポーツセンター基本構想の策定		5,280	5,280	0
文化資源の見える化の展開／文化財の活用に向けた適切な保存・管理（※）					
	文化財保護事業運営（再掲）	拡充	134,380	73,932	60,448
文化芸術の秋フェスティバルや文化芸術鑑賞事業の展開					
	障害者アート世界展２０２０	拡充 独自	87,000	13,000	74,000
その他					
	東京２０２０大会関連事業	拡充	113,262	59,463	53,799

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

■　地域力の向上を支援します

地域の絆を大切にし、いざという時に助けあえる環境を整備するため、町会、個々の在住区民、昼間区民など多様な主体の活動や連携を支援します。

● 万世橋出張所・区民館、学童クラブのほか、福祉や観光などの用途を含む公共施設の建設工事を引き続き行い、令和３年１月頃の開設をめざします。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
出張所・区民館の整備					
	（仮称）外神田一丁目公共施設整備（再掲）		2,563,577	559,900	2,003,677

■　男女共同参画社会の実現をめざします
■　国際交流・協力や平和活動を推進します

性別による不平等がなく、誰もが自分らしい生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざします。また、区民や地域の主体的・自主的な国際交流・協力や平和活動を推進するとともに、外国人住民も暮らしやすい共生の地域づくりを進めます。

● 仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組んでいる区内中小企業を支援するため、新たな奨励金の導入や交付要件など支援制度の見直しを行い、企業のさらなる制度利用の促進を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を推進します。

● 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、区内の複数の大使館等と合同で、国際交流イベントを実施し、互いの文化や歴史等の理解を深め、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

● 男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和２年度から令和３年度にかけて、「（仮称）第６次千代田区男女共同参画推進計画」の策定を行います。令和２年度は策定に向けて、区民及び区内事業所に、男女共同参画等に関する意識・実態調査を実施します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
仕事と子育ての両立への支援					
	中小企業従業員仕事と家庭の両立支援	独自	5,190	6,750	△ 1,560
交流機会の創出・提供／国際交流・協力ボランティアの活用					
	国際交流・協力の推進	拡充 独自	5,073	2,490	2,583
その他					
	男女平等推進行動計画の推進	拡充	5,341	883	4,458

環境まちづくりに関する取組み　予算総額 10,223 百万円
（令和元年度　11,100 百万円）

地震による建物の倒壊等から、区民の生命・財産を保護するとともに、避難経路等の閉塞を防ぐため、建物の耐震化を促進することや、身近な緑や親水性の高い水辺空間の創出、建築物の省エネ化や区有施設のCO_2削減などの地球温暖化対策に取り組みます。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う来街者へのおもてなしと安全性の向上に向けたごみ・資源の特別収集に取り組み、「住みやすさ」や「居心地の良さ」の向上を実感できるよう、環境に配慮した安全で活力あるまちづくりを地域と共に推進していきます。

■　地域ごとのまちづくりのルールをつくります
■　地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

地域の合意に基づいて、「地区計画制度」など都市計画の諸制度を活用し、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みや、街区内に緑、空間を配置するなど、良好な市街地の形成を推進します。また、地域の個性や特性を踏まえ、千代田区らしい風格、気品、情緒などが感じられる景観を守り育てていきます。

- 秋葉原地域では、外神田一丁目地区のまちづくりの具体化に向けた検討を行います。飯田橋・富士見地域では、JR 飯田橋駅の安全対策の整備、JR 飯田橋駅東口周辺で検討されている開発計画の具現化や大神宮通り沿道のまちなみガイドラインの検討に取り組みます。神田駿河台地域では、JR 御茶ノ水駅の聖橋口広場整備やバリアフリー対策などの駅改良や駅周辺の道路整備を進めます。神田駅周辺では、神田駅北口周辺の電線類地中化や道路整備の推進、神田警察通り沿道では、にぎわい形成を実現していくためのまちづくりの検討を行います。
- 景観法に基づく景観行政団体として、景観まちづくり計画を運用するうえで、屋外広告物に対して適切な景観誘導を図るために「（仮称）屋外広告物景観ガイドライン」の策定を進めます。
- 都市計画マスタープランの改定に向けて、都市計画法に基づき、区民や様々な関係者のご意見も伺いながら取り組みます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
地区計画制度の活用					
	地区の計画等の検討		16,289	24,355	△ 8,066
地域別まちづくりの推進／公共空間の活用検討					
	地域別まちづくりの推進	独自	34,853	356,767	△ 321,914
景観まちづくり計画の策定と運用（※）					
	景観計画の策定等		7,245	7,668	△ 423
その他					
	都市計画マスタープランの改定		16,521	13,327	3,194

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

■　多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます

様々なライフステージやライフスタイルに対応した住まい・住環境づくりを進め、居住の場としての魅力の向上に取り組みます。

- 区内に居住する親元近居のために住替えを行う子育て世帯・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯を対象に、家賃等の一部助成を実施し、民間住宅ストックを活用しながら次世代の育成を担う子育て世帯等の居住を支援します。
- 区営四番町住宅（保育園・児童館・区民集会室併設）及び区営四番町アパート（図書館併設）の建替えの際の仮移転先としての（仮称）区立麹町仮住宅について、引き続き本体工事を進め、８月末の竣工を予定し、10月をめどに入居者の仮移転を行います。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
様々な分野・主体との連携による住まい・住環境づくり					
	次世代育成住宅助成	独自	150,528	169,212	△ 18,684
まちづくりと連動した住まい・住環境づくり					
	（仮称）区立麹町仮住宅の整備		1,753,517	335,430	1,418,087

■　だれもが移動しやすい環境の整備を進めます
■　清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

歩行者や自転車、車など、誰もが安全で、安心して、快適に移動しやすい地域交通環境を整備します。また、区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

- コミュニティサイクル事業について、令和２年度から本格実施に移行し、安定的な事業運営を継続していきます。また、外国人等の来街者が気軽に利用できるサービスの提供や、利用促進も進めます。さらに、自転車の適正配置やバッテリー切れの解消に引き続き努めます。
- 駅周辺の放置自転車対策として、東京駅周辺地区に「自転車等放置禁止区域」を指定します。さらに、有楽町駅周辺地区に一時利用者向けのコインパーキングを新設するなど、鉄道事業者・集客施設事業者・地域団体・道路管理者や警察などと連携した取組みを進めます。
- 区が管理する橋梁について、平成 27 年度に実施した橋梁点検調査の結果を踏まえ、お茶の水橋の工事を引き続き実施するとともに、雉子橋の設計、後楽橋の工事を進めます。また、５年に１回の橋梁点検調査も実施します。
- 自転車道の整備（神田警察通りⅡ期）について、沿道協議会や地域などの意見を踏まえながら設計及び工事を実施します。
- 歩道の設置・拡幅整備（明大通りⅡ期）について、沿道協議会や地域などの意見を踏まえながら工事に着手します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人を含む来街者に対するおもてなしの向上を図るため、誰もが安全・安心・快適に利用できるユニ

バーサルデザインを取り入れた公衆・公園トイレの改修を引き続き実施します。

● これまで幅員 11m以上の区道についてレーダー探査による路面下空洞調査を実施してきましたが、調査対象範囲を拡げ、幅員６m以上 11m未満の区道を対象に実施します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
自転車利用の推進					
	コミュニティサイクル事業		180	10,930	△ 10,750
	放置自転車対策		150,535	151,162	△ 627
	自転車道の整備		234,000	65,000	169,000
バリアフリー歩行空間の整備					
	電線類地中化の推進		501,130	788,020	△ 286,890
	歩道の設置・拡幅整備		145,200	202,200	△ 57,000
その他					
	路面下空洞調査	新規	22,000	0	22,000
	公衆トイレのリフレッシュ	独自	343,000	425,000	△ 82,000
	橋梁の整備		928,000	1,144,302	△ 216,302

■ 建物の耐震化を促進します

地震による建物の倒壊等の被害から、区民の生命・財産を保護するとともに、避難経路等の閉塞を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

● 一般道路沿道のマンションの耐震改修を促進するため、助成制度の拡充を図ります。また、土砂災害特別警戒区域内の既存建物の安全対策を推進するため、個人・中小企業が所有する建物で、塀（防護壁）の設置、外壁の改修及び改築などの工事

について助成を行います。

- 耐震改修促進計画の改定に向けて、耐震化促進の現況や課題を把握し、その解決に向けた施策を検討します。
- 区内の屋外広告物に対する現状調査を引き続き実施し、危険な屋外広告物の改善を図ります。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
耐震化の啓発／建築物の所有者に対する指導・助言／耐震改修等に対する支援・助成					
	建物の耐震化等促進事業	拡充	462,178	621,249	△ 159,071
	耐震改修促進計画の改定	新規	6,000	0	6,000
建築物の所有者に対する指導・助言					
	屋外広告物及び看板等の安全推進		39,996	16,885	23,111

■　身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします
■　区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます

区内に残された自然環境を次世代に引き継ぐとともに、身近な緑や親水性の高い水辺空間を創出します。また、誰もが生涯を通じて多様な学習・スポーツ活動を行うことができるよう、仕組みづくりと人材育成を進めます。

- 外濠公園総合グラウンドについて、文化庁や財務省などの関係機関や利用団体との協議・調整を継続するとともに、整備に向けた手法の調査・検討を行います。
- 東郷元帥記念公園について、工事施工中に鉛が検出された土壌の処理を行うとともに、公園下段部広場の工事を近隣住民や関係機関との合意形成を図りながら進めます。
- 錦華公園について、公園に隣接するお茶の水小学校・幼稚園の建替えと連携し、利用調査、地域や学校へのアンケートなど、広く意見を聞きながら近隣住民や関係機関との合意形成を図りつつ整備内容の検討を進めます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
地域と連携・協働した身近な緑の保全と創出					
	ヒートアイランド対策の推進	拡充	29,246	118,742	△ 89,496
親水性の高い水辺空間の創出					
	区の花さくらの再生	独自	13,217	8,629	4,588
その他					
	外濠公園総合グラウンド整備		3,630	57,000	△ 53,370
	東郷元帥記念公園の整備		486,000	432,000	54,000
	錦華公園の整備		24,000	16,060	7,940

■　地球に優しい環境づくりを進めます

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、政治・経済の中心地である千代田区の地域特性を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点を含めた温暖化対策に取り組みます。

- 地球温暖化対策条例の目標年次を控え、引き続きこれまでの区の取組み等を検証し、今後の方向性を検討します。また、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策（適応策）を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に向けた検討を行います。
- 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015」及び「地球温暖化対策第４次実行計画（事務事業編）」に基づき、建築物の省エネ化の推進（マンションへの再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電システムなどを設置する費用の助成拡大）や、区の地域特性を活かした地球温暖化対策を着実に推進します。
- 「地球温暖化対策第４次実行計画（事務事業編）」に基づき、区有施設の CO_2 削減に向け、設備機器のエコチューニング（運用改善）へ向けた調査を行います。
- ヒートアイランド現象の緩和を図るため、舗装や建物の被覆対策（熱交換塗料や

遮熱性塗料による塗装費用の助成を拡充）、人工排熱対策、屋上や敷地内の緑化を推進するとともに、クールスポットの創出のため、公園に設置していたドライ型ミストを千鳥ヶ淵緑道にも設置することやイベントなどで活用できる簡易なドライ型ミストのレンタル費用の助成を行います。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
消費するエネルギーを減らす					
	地球温暖化対策	拡充	101,482	110,736	△ 9,254
ヒートアイランド対策の推進					
	ヒートアイランド対策の推進（再掲）	拡充	29,246	118,742	△ 89,496

■　資源循環型都市をめざします

リデュース・リユース・リサイクル（３R）を促進し、区民・事業者・行政の緊密な連携のもと、資源循環型都市千代田のさらなる構築に取り組みます。

● 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、ごみ・資源の特別収集として、競技会場周辺や JR 駅周辺などを特別収集地域とし、午前 10 時までに集積所のごみ・資源の収集を行い、来街者へのおもてなしと安全性の向上を図ります。また、パラリンピック陸上競技（マラソン）観戦のため、開催日前日にコース付近の集積所の点検を実施します。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規拡充独自	令和２年度予算額	令和元年度予算額	増(△)減額
排出指導					
	事業系ごみ等対策		1,740	2,326	△ 586
資源回収事業					
	資源回収事業	拡充	581,971	554,253	27,718
その他					
	ごみの収集・運搬	拡充	384,083	379,203	4,880

政策経営に関する取組み　予算総額 6,064 百万円
（令和元年度　4,568 百万円）

首都直下地震や集中豪雨などの自然災害、テロ等の発生に備えるため、区民、事業者、来街者等、地域を構成するすべての人々の助けあいによる減災のまちづくりを進めるとともに、危機管理即応態勢を構築していきます。

また、多様なニーズを持つ区民に対し、区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するため、限られた財源や職員を最大限に活用していきます。

■　みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

区民、事業者、来街者等、地域を構成するすべての人々の助けあいによる減災のまちづくりを進めるとともに、危機管理即応態勢を構築していきます。

- 浸水想定区域内の地下街等や要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画で指定するにあたり、区域内の該当施設を調査し、施設利用者の水害・土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等につなげます。
- 近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害情報伝達手段の多様化を図るため、避難に時間を要する避難行動要支援者に防災ラジオ（うち聴覚障害者には文字情報を受信できる防災ラジオ）を配付するとともに、大規模マンションや避難行動要支援者の見守り活動を行っている民生委員・児童委員に戸別受信機を配備・配付することで、迅速な避難行動を支援します。また、現在、区ホームページで提供している外国人への災害情報伝達について多様化を図るため、屋外に設置している文字表示盤に英文表記をするための改修を行います。
- 大規模災害による停電に備え、災害時の情報収集手段であるスマートフォンの充電やテレビの電源、避難者の医療機器の充電に必要な電力確保を図るため、各避難所の備蓄倉庫に大容量蓄電池を配備します。また、避難所において３日間の避難生活に必要な最低限の電力を確保できるよう、避難所となる施設の電気設備の改修に向けた事前調査を行います。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
防災・減災対策の推進／災害に強いまちづくり					
	水害・土砂災害対策	新規	8,500	0	8,500
防災・減災対策の推進					
	情報連絡網の整備	拡充	139,598	49,866	89,732
	避難所等の停電対策	新規	44,573	0	44,573

■　質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

多様なニーズを持つ区民に対し、区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するため、限られた財源や職員を最大限に活用していきます。

- 区有施設が現在抱えている課題や、区民の将来的なニーズを見据えた事業展開のために必要となる施設需要、公有財産白書や公共施設等総合管理方針で示した課題を踏まえ、低未利用区有財産を含めた区有財産活用など、公共施設整備等の基本的な考え方を検討します。
- 現在利用されていない旧和泉町ポンプ所跡地を東京都から取得し、保育所整備に活用していきます。
- 我が国全体における労働力人口の減少を見据え、さらなる業務効率化を図るため、高い精度の議事録をリアルタイムで作成することができるＡＩ議事録支援システムや、保育所の入所選考を短時間で終わらせることができるＡＩ保育所入所選考システムを新たに導入し、導入により創出した時間を政策立案業務や保護者との相談時間などに充てることで、区民サービスの向上を図ります。
- 住民情報を扱う総合住民サービスシステムについて、業務効率化やさらなるセキュリティの向上を図るため、令和元年度までに策定した要件定義を踏まえ、令和４年度の新システム稼働に向けたシステムリプレースに着手します。リプレースにあたっては、個人番号を利用する個別システムを統合し、システム全体での情報連携を実現させることで、区民からの問合せや相談への迅速な対応をめざします。
- 区の内部事務を支える総合行政システムについて、業務効率化やさらなるセキュ

リティの向上を図るため、令和４年度の新システム稼働に向けたシステムリプレースに着手します。リプレースにあたっては、社会情勢の変化も踏まえ、システム間の業務連携の強化や業務フローの見直しも含めたシステム全体を見直すことで内部事務の効率化を行い、区民サービスの向上につなげます。

● 債権管理の適正化を図るため、令和元年度に整理する債権管理の基本的な考え方に基づき、債権管理体制を強化し、区民負担の公平性・公正性の確保につなげます。

（単位：千円）

「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み	主な事業	新規 拡充 独自	令和２年度 予算額	令和元年度 予算額	増(△)減額
区有地等の効果的な活用（※）					
	公共施設整備等の方針検討	拡充	5,900	900	5,000
	旧和泉町ポンプ所跡地の購入	新規	761,000	0	761,000
ＩＣＴの活用等による事務の効率化（※）					
	ＲＰＡ・ＡＩの導入	拡充	83,425	35,970	47,455
	総合住民サービスシステムのリプレース	拡充	639,504	360	639,144
	総合行政システムのリプレース	拡充	62,209	22,000	40,209
その他					
	債権管理の適正化	新規	2,704	0	2,704

（※）「ちよだみらいプロジェクト」の中間年における見直しにより追加等を行った取組み

6 今後の財政見通し

以下の前提条件のもと、今後の財政見通しを作成しました。

全般的事項

1　一般会計で行う全事業を対象に、財源とあわせて推計しました。
2　経常歳出等のシーリングは、行っていません。
3　人口の増加による歳入・歳出への影響を見込んでいます。
4　令和２年度予算の数値を基礎として、下記の要因を見込んでいます。

歳入

1　特別区税

特別区民税、特別区たばこ税、軽自動車税、入湯税の合計です。特別区民税は、人口の増に伴う納税義務者数の増を見込んでいます。特別区たばこ税は、税率の改定による影響やたばこ売渡本数の減を見込んでいます。

2　地方消費税交付金

暦日要因による影響等を見込んでいます。

3　基金繰入金

様々な目的のために区で設置している各種基金の取崩しです。
歳出の増減に伴い、財源として繰り入れる基金繰入の増減等を見込んでいます。

4　その他の一般財源

基金利子については、その利率を固定（0.05%）で見込んでいます。

5　その他の特定財源

道路占用料の改定による増や、歳出の増減に伴う国・都支出金の増減などを見込んでいます。

歳出

1　義務的経費

法令等で支出が義務付けられており、任意に削減できない経費で、人件費、扶助費（生活保護費など、社会保障制度の一環として、各種法令等に基づき行う給付に要する経費）、公債費（区の借金の返済に要する経費）の合計です。

人件費は、定年退職者数の増減による退職手当の増減等を見込んでいます。扶助費は、人口の増による給付の増を見込んでいます。公債費は、既発債の償還を見込んでいます。

2　投資的経費

学校、区民施設や道路・橋梁の整備等に係る経費です。施設整備の進捗や計画的な施設保全経費等を見込んでいます。

3　一般的な事業費

上記１、２以外の全ての歳出で、施設の運営に係る委託料、民間の保育施設や高齢者施設などへの補助、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の区負担分等の合計です。

区債残高（年度末）

区債の新規発行をせずに既発債を償還した結果、各年度末に見込まれる区債残高です。

基金残高（年度末）

各年度の基金繰入や運用利子積立の結果、各年度末に見込まれる基金残高です。

令和２年度～令和 11 年度の財政見通し（一般会計ベース）

（単位：百万円）

区　　分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7～11年度	合計
歳　入　（　A　）	64,626	61,768	62,335	64,638	66,088	294,891	614,346
一　般　財　源	37,269	37,123	37,366	37,648	37,056	194,562	381,024
特　別　区　税	21,050	21,640	21,897	22,200	22,503	116,389	225,679
地方消費税交付金	10,700	10,300	10,300	10,300	9,400	52,408	103,408
財政調整交付金	4,382	4,045	4,027	4,006	4,006	20,030	40,496
その他の一般財源	1,137	1,138	1,142	1,142	1,147	5,735	11,441
特　定　財　源	27,357	24,645	24,969	26,990	29,032	100,329	233,322
国・都支出金	8,071	7,844	7,890	7,310	7,408	36,359	74,882
基金繰入金	10,505	7,818	6,704	9,356	11,273	13,446	59,102
財政調整基金	1,073	0	0	0	0	5,133	6,206
その他特定目的基金	9,432	7,818	6,704	9,356	11,273	8,313	52,896
その他の特定財源	8,781	8,983	10,375	10,324	10,351	50,524	99,338
歳　出　（　B　）	64,626	61,768	62,335	64,638	66,088	294,891	614,346
義務的経費	19,909	19,967	20,842	21,058	21,530	113,126	216,432
人　件　費	13,044	12,639	13,242	13,308	13,615	68,686	134,534
職員給与費	9,549	9,669	10,137	10,365	10,654	53,962	104,336
退職手当	1,180	655	790	628	646	3,149	7,048
その他の人件費	2,315	2,315	2,315	2,315	2,315	11,575	23,150
扶　助　費	6,795	7,274	7,585	7,750	7,915	44,440	81,759
公　債　費	70	54	15	0	0	0	139
投資的経費	10,806	7,930	8,493	12,107	13,284	27,580	80,200
一般的な事業費	33,910	33,871	33,000	31,473	31,274	154,185	317,713
差引収支（A）-（B）	0	0	0	0	0	0	0
区債残高（年度末）	68	15	0	0	0	0	
基金残高（年度末）	100,075	92,311	85,656	76,346	65,116	51,825	
財政調整基金	45,802	45,825	45,848	45,871	45,894	40,876	
その他特定目的基金	54,273	46,486	39,808	30,475	19,222	10,949	
基金残高（対２年度末増減）	0	△ 7,764	△ 14,419	△ 23,729	△ 34,959	△ 48,250	

POINT　今後も健全な財政運営をめざします

●区の平成 12 年度決算における経常収支比率は 88.5%、人件費比率は 34.7%でした。そこで区では、平成 13 年度末に「千代田区行財政改革に関する基本条例」を制定し、経常収支比率 85%程度、人件費比率 25%程度の財政指標を定め、行財政効率化を推進してきました。その結果、平成 30 年度決算における経常収支比率は 73.7%、人件費比率は 19.3%となっています。さらに、道路占用料の改定などの歳入確保やまちづくりに伴う地域環境整備による歳出削減などにも取り組み、持続可能な財政運営を図ってきました。

●今回の財政見通しでは、基金は、今後 10 年間で子育てや高齢者施策、施設整備等に591 億円を活用し、令和 11 年度末残高は 518 億円となる見込みです。

●また、区では平成 12 年度以降、新たに区債（借金）を発行しておらず、令和４年度に償還完了（完済）する予定となっており、将来世代に負担を残さない財政運営を行っています。

●引き続き、歳入確保や事務事業の見直し・再構築を行うとともに、公共用地の取得など様々な行政需要に対し、基金を有効に活用しながら、「千代田区行財政改革に関する基本条例」で定めた財政指標を堅持し、健全な財政運営を行っていきます。

令和２年度～令和１１年度の財政見通しにおける基金充当一覧

（単位：百万円）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	7～11年度	合計
基金繰入金合計	10,505	7,818	6,704	9,356	11,273	13,446	59,102
財政調整基金繰入金	1,073	0	0	0	0	5,133	6,206
本庁舎整備相当分等	1,073	0	0	0	0	5,133	6,206
コミュニティ活性化基金繰入金	81	81	81	81	81	405	810
商工関係団体等支援事業	65	65	65	65	65	325	650
地域コミュニティ活性化事業	16	16	16	16	16	80	160
社会資本等整備基金繰入金	7,020	4,966	4,360	7,360	6,423	1,987	32,116
区有施設整備・都市基盤整備等	7,020	4,966	4,360	7,360	6,423	1,987	32,116
地域福祉支援基金繰入金	6	6	6	6	6	30	60
地域福祉活動支援事業	6	6	6	6	6	30	60
災害対策基金繰入金	135	125	73	113	115	606	1,167
備蓄物資・機器等の整備	135	125	73	113	115	606	1,167
高齢者福祉基金繰入金	1,118	160	162	163	165	505	2,273
施設整備補助	961	0	0	0	0	0	961
運営費補助等	157	160	162	163	165	505	1,312
環境対策基金繰入金	261	261	261	261	261	783	2,088
各種助成制度等	261	261	261	261	261	783	2,088
子ども・子育て支援事業基金繰入金	810	496	494	332	338	1,049	3,519
施設整備補助	497	177	168	0	0	0	842
運営費補助等	313	319	326	332	338	1,049	2,677
新規・拡充事業相当分	0	1,723	1,267	1,040	3,884	2,948	10,862
高齢者福祉基金、環境対策基金、子ども・子育て支援事業基金	0	1,723	1,267	1,040	3,884	2,948	10,862

参　考

各事業の見通し

事業の継続性を図り、財政の「見える化」をさらに進めるため、新規・拡充・主要事業の各事業別の見通しを作成しました。

■子ども部

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます				
私立保育所等整備補助（私立保育所）	1,104	937	888	令和3年度に3園、令和4年度に2園の開設を見込んでいます
私立保育所等整備補助（私立学童クラブ）	133	－	－	学童クラブの需要に対応するよう、状況に応じて整備を進めます
保育所用地の整備	115	－	－	保育需要に対応するよう、状況に応じて整備を進めます
私立保育所等運営補助	3,573	4,369	4,812	私立認可保育所数の増加を見込んでいます
地域型保育事業運営補助	567	567	567	引き続き、地域型保育事業への運営補助を実施します
認証保育所等運営補助	1,317	1,317	1,317	引き続き、認証保育所等への運営補助を実施します
病児保育室事業	42	30	30	令和2年度は運営経費に加え整備費を含んでいます
いずみこどもプラザ運営補助	103	103	103	引き続き、いずみこどもプラザへの運営補助を実施します
富士見わんぱくひろば事業運営	125	125	125	引き続き、富士見わんぱくひろば事業を実施します
放課後子どもプラン	371	371	371	引き続き、放課後子どもプランの取組みを実施します
私立学童クラブ運営補助	562	665	665	私立学童クラブ数の増加を見込んでいます
保育ＩＣＴ化の推進	28	29	29	令和2年6月以降の導入をめざし、令和3年度以降は保守経費を見込んでいます
（仮称）四番町公共施設整備	361	1,140	1,121	整備スケジュールに基づき工事を進めます（図書館・区営住宅等を含む）

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます				
次世代育成手当	112	117	121	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
児童手当	808	841	873	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
こども医療費助成	411	428	444	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
子ども発達センター	92	96	100	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
障害児ケアプラン	20	21	21	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
第２期障害児福祉計画の策定	2			令和2年度完了
他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます				
子どもの権利擁護に関する調査検討	3	－	－	令和2年度の調査・検討結果を踏まえ、令和3年度以降子どもの健全な育成について取組みを進めます
個に応じた指導の充実	126	131	136	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
心の教育の推進	8	9	9	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
学校等対策支援	2	2	2	引き続き、学校等対策支援を実施します
グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます				
国際教育の推進	48	50	52	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
特色ある教育活動	71	71	71	引き続き、特色ある教育活動を実施します
ＩＣＴ教育の推進	284	330	284	令和3年度にシステムリプレース経費を見込んでいます
児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます				
和泉小学校・いずみこども園等施設整備調査検討	7	－	－	令和２年度の調査・検討結果を踏まえ、令和3年度以降設計等を進めます
お茶の水小学校・幼稚園仮校舎運営	137	137	137	引き続き、本校舎移転までの仮校舎運営を実施します
お茶の水小学校・幼稚園の整備	1,113	2,055	2,129	整備スケジュールに基づき工事を進めます
子どもの遊び場確保の取組み	88	88	88	引き続き、子どもの遊び場確保の取組みを実施します

■保健福祉部

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します				
予防接種	413	427	415	令和３年度まで風しん対策の重点実施を見込んでいます
熱中症予防対策	10	8	8	令和２年度は、東京2020大会対応を見込んでいます
ねずみ・衛生害虫駆除	3	3	3	引き続き、ねずみ・衛生害虫駆除を実施します
一人ひとりの健康づくりを支援します				
成人健診	76	75	77	システム改修の完了による減及び人口増による増を見込んでいます
長寿健診	23	23	24	老年人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
歯科口腔保健の推進	54	55	56	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
受動喫煙防止対策	27	27	27	引き続き、受動喫煙防止対策を実施します
特定健康診査・特定保健指導（国民健康保険事業会計）	35	36	37	人口増に伴う経費の増加を見込んでいます
安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます				
休日応急診療	57	51	51	令和２年度は、東京2020大会対応を見込んでいます
高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します				
高齢者虐待防止の推進	2	1	1	令和２年度に区民向けパンフレットの作成を見込んでいます
いきいきプラザ一番町管理運営	358	－	－	令和２年度に策定される仮施設の基本設計に基づき、施設整備を推進します
高齢者総合サポートセンター管理運営（総合相談）	133	133	133	引き続き、総合相談を実施します
高齢者総合サポートセンター管理運営（指定管理料）	136	136	136	引き続き、高齢者総合サポートセンターの管理運営を実施します
介護施設運営助成	144	144	144	引き続き、介護施設運営助成を実施します
よろず総合相談	49	62	62	令和３年度から相談体制の拡充を見込んでいます

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します				
フレイル対策事業	12	12	12	引き続き、フレイル対策事業を実施します
（仮称）二番町高齢者施設の開設支援	73			令和２年度完了
（仮称）二番町高齢者施設の整備	989			令和２年度完了
包括的支援事業（介護保険特別会計）	44	44	44	引き続き、包括的支援事業を実施します
認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します				
認知症支援サービス	5	5	5	引き続き、認知症支援サービスを実施します
認知症総合支援事業（介護保険特別会計）	13	13	13	引き続き、認知症総合支援事業を実施します
障害があっても暮らしやすい地域をめざします				
福祉タクシー券支給	33	33	33	引き続き、福祉タクシー券支給を実施します
自動車燃料費助成	2	2	2	引き続き、自動車燃料費助成を実施します
難聴者補聴器購入費助成	1	1	1	引き続き、難聴者補聴器購入費助成を実施します
障害者福祉センターえみふる管理運営	289	297	296	指定管理料の収支計画に基づく経費を見込んでいます
障害者・障害福祉計画の改定	8			令和２年度完了
（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進	22	22		令和3年度まで運営手法の調査実施を見込んでいます
（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備	116	171	－	令和３年度までの運営手法の調査実施に基づき、施設整備を実施します
福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します				
生活困窮者自立支援（自立相談支援）	34	34	34	引き続き、自立相談支援の推進を実施します
社会福祉協議会支援	211	215	215	令和３年度に社会福祉協議会の分室開設を見込んでいます

■地域振興部

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます				
生活環境改善推進	42	42	42	引き続き、生活環境改善の取組みを実施します
喫煙所設置対策	351	353	368	屋内喫煙所設置数の増による維持管理費用の助成の増を見込んでいます
客引き行為等の防止対策	52	52	52	引き続き、客引き行為等の防止対策を実施します
ちよだ安全・安心ネットワークの推進	148	148	148	引き続き、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施します
千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます				
地方との連携支援	17	17	17	引き続き、地方との連携事業を進めていきます
観光協会運営補助等	284	243	243	令和２年度は東京2020大会に向けた観光情報発信にかかる基盤整備関連経費を含んでいます
中小企業や商工業の活性化を支援します				
中小企業等経営支援	8	8	8	引き続き、中小企業や商工業の活性化を支援します
商工振興基本計画の改定	6	8		令和３年度完了
区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます				
東京2020大会関連事業	113			令和2年度完了
新スポーツセンター基本構想の策定	5	－	－	令和２年度に策定される基本構想に基づき、施設整備を推進します
豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます				
障害者アート世界展2020	87			令和2年度完了
文化財保護事業運営	134	74	74	令和２年度は常磐橋関連経費を含んでいます
地域力の向上を支援します				
（仮称）外神田一丁目公共施設整備	2,564			令和2年度完了

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
男女共同参画社会の実現をめざします				
男女平等推進行動計画の推進	5	7	1	令和３年度までは計画改定経費を含んでいます
中小企業従業員仕事と家庭の両立支援	5	5	5	引き続き、中小企業従業員の仕事と家庭の両立を支援します
国際交流・協力や平和活動を推進します				
国際交流・協力の推進	5	3	3	令和２年度は複数の大使館等との国際交流イベントを含んでいます

■環境まちづくり部

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
地域ごとのまちづくりのルールをつくります				
都市計画マスタープランの改定	17			令和２年度完了
地区の計画等の検討	16	16	16	引き続き、地区の計画等を検討します
秋葉原地域まちづくりの推進	5	5	5	引き続き、秋葉原地域のまちづくりを推進します
飯田橋・富士見地域まちづくりの推進	13	13	13	引き続き、飯田橋・富士見地域のまちづくりを推進します
神田駿河台地域まちづくりの推進	13	143	213	御茶ノ水駅聖橋口駅前広場機能整備の事業進捗を見込んでいます
神田駅周辺地域まちづくりの推進	4	4	4	引き続き、神田駅周辺地域のまちづくりを推進します
多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます				
次世代育成住宅助成	151	151	151	引き続き、次世代育成住宅助成を実施します
（仮称）区立麹町仮住宅の整備	1,754			令和２年度完了
だれもが移動しやすい環境の整備を進めます				
コミュニティサイクル事業	1	1	1	引き続き、コミュニティサイクル事業を実施します
放置自転車対策	151	164	152	放置自転車等撤去システムを検討し、令和４年度の導入を見込んでいます

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
路面下空洞調査	22	40	18	路面下空洞調査の事業進捗を見込んでいます
公衆トイレのリフレッシュ	343			令和２年度完了
電線類地中化の推進	501	739	820	大神宮通り、多町大通り南周辺、二七通り、和泉公園周辺の事業進捗を見込んでいます
歩道の設置・拡幅整備	145	100	103	明大通りⅡ期の事業進捗を見込んでいます
橋梁の整備	928	1,419	1,503	お茶の水橋・後楽橋・雉子橋の事業進捗を見込んでいます
自転車道の整備	234	225	485	神田警察通りの事業進捗を見込んでいます
建物の耐震化を促進します				
屋外広告物及び看板等の安全推進	40			令和２年度完了
建物の耐震化等促進事業	462	634	726	耐震診断や耐震改修等の助成経費の増加を見込んでいます
耐震改修促進計画の改定	6			令和２年度完了
身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします				
区の花さくらの再生	13	16	16	千鳥ヶ淵等のさくらの維持・再生経費の増加を見込んでいます
外濠公園総合グラウンド整備	4	－	－	令和2年度の整備手法の調査・検討に基づき、設計・工事を実施します
東郷元帥記念公園の整備	486	592		令和3年度の工事完了を見込んでいます
錦華公園の整備	24	120	180	令和2年度に設計し、令和３・４年度での工事を見込んでいます
地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます				
景観計画の策定等	7	7	7	引き続き、景観行政団体として事業を実施します
地球に優しい環境づくりを進めます				
ヒートアイランド対策の推進	29	30	32	クールスポットやヒートアイランド対策の助成経費の増加を見込んでいます
地球温暖化対策の推進	12	5	5	令和２年度は地球温暖化対策等の検証業務を含んでいます

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
建築物の省エネ推進	75	77	79	省エネ設備の導入助成の経費の増加を見込んでいます
第4次実行計画の推進	15	15	15	引き続き、千代田区地球温暖化対策第4次実行計画に基づき、事業を実施します
資源循環型都市をめざします				
ごみの収集・運搬	384	379	379	令和２年度は東京2020大会の特別収集を含んでいます
資源回収事業	582	561	561	令和２年度は東京2020大会の特別収集を含んでいます
事業系ごみ等対策	2	2	2	引き続き、事業系のごみ対策を実施します

■政策経営部

（単位：百万円）

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標 事業名	令和2年度 予算額	令和３年度 見込額	令和４年度 見込額	見込額の考え方
みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます				
情報連絡網の整備	140	90	75	令和２年度に配付する防災ラジオ等の追加配付及び令和３年度に無線機器の更新を見込んでいます
避難所等の停電対策	45	15	15	令和２年度に避難所等へ配備する蓄電池のリース経費を見込んでいます
水害・土砂災害対策	9			令和２年度完了
質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します				
ＲＰＡ・ＡＩの導入	83	－	－	令和２年度までの効果検証を踏まえ、ＩＣＴの活用等による事務の効率化を進めます
債権管理の適正化	3	3	3	引き続き、債権管理の適正化を進めます
公共施設整備等の方針検討	6			令和２年度完了
旧和泉町ポンプ所跡地の購入	761			令和２年度完了
総合住民サービスシステムのリプレース	640	1,233	725	令和４年度の新システム運用開始に向けて構築を進めます
総合行政システムのリプレース	62	626		令和４年度の新システム運用開始に向けて構築を進めます

教育委員会資料
令和２年２月12日
子ども支援課

令和２年４月保育園等入園審査状況（一次審査終了時点）

令和元年12月２日から12月28日までに受け付けました、令和２年４月保育園等入園（一次締切）申請に基づいて入園審査を実施し、２月７日に通知を発送いたしました。審査結果につきましては、以下のとおりです。

なお、二次締切の申請は、２月14日（金）まで受け付け、２月28日（金）に結果の連絡を行う予定です。

実希望者数

	実希望者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和2年4月	213	185	70	119	20	10	617
平成31年4月	226	194	131	84	34	17	686
平成30年4月	208	242	56	84	21	15	626

保育施設の募集合計人数

	募集人数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
施設合計	223	127	50	60	75	82	617

※募集数は、原則、そのクラスの定員から持上り予定人数を引いたもので、令和元年度中の入退園等により変動することがあります。

内定人数

	内定人数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
施設合計	190	148	54	85	16	6	499

３１教総総第２２３５号
令和２年２月１２日

区市町村教育委員会教育長　殿

東 京 都 教 育 委 員 会 教 育 長
（東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長）
藤　田　裕　司
（ 公 印 省 略 ）

「中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10 現在）（通知）

日頃から児童・生徒の就学事務及び感染症対策に御尽力いただきありがとうございます。標記の件について、別添のとおり文部科学省より通知がありました。

標記の件については、当面の考え方として「『中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和２年１月 29 日付け元初健食第 37 号)』の更新について（通知）（令和２年２月３日付け元初健食第 42 号)」を示していたところですが、医療体制の変更に伴い、同通知を廃止し、今後は別紙１のとおりとします（なお、留意事項の（５）「就学機会の確保等」以降は変更ありません。)。

つきましては、貴教育委員会関係部署及び所管の学校等に対して、周知いただき、連携の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

＜本件連絡先＞
（就学事務に関すること）
東京都教育庁地域教育支援部義務教育課　小中学校担当
電話　０３－５３２０－６７５２
（感染症対策に関すること）
東京都教育庁地域教育支援部義務教育課　学校保健担当
電話　０３－５３２０－６８７８

写

元初健食第 43 号
令和２年２月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課長・学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長　殿
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
三　好　圭

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平　山　直　子

（印影印刷）

中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10 現在）（通知）

標記については，当面の考え方として「『中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和２年１月 29 日付け元初健食第 37 号）』の更新について（通知）（令和２年２月３日元初健食第 42 号）」を示していたところですが，医療体制の変更に伴い，同通知を廃止し，今後は本通知の別紙１のとおりとします。

つきましては，内容を確認の上，適切に対応いただくようお願いします（留意事項の（５）「就学機会の確保等」以降に変更はありません。）。なお，今後も文部科学省から，必要に応じて，最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して，都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して，国公立大学法人，大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体，文部科学大臣所轄学校法人，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して，都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して，厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

＜本件連絡先＞
（保健管理に関すること）
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官
ＴＥＬ：03-6734-2976
（就学機会の確保に関すること）
文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係
ＴＥＬ：03-6734-2035

（別紙１）

中国本土から帰国した児童生徒等への対応について
（２月 10 日時点更新）

＜中国本土から帰国した児童生徒等の保健管理＞

（１）　中国本土（香港，マカオを含む。以下同じ。）から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）（※１）については，次の場合分けに従って対応すること。

（※１）武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については，２週間の経過観察が終了しているため，適用しない。

A)　湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等

①　帰国日から２週間以内に発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状（以下単に「症状」という。）がある児童生徒等

他の人との接触を避け，マスクを着用し，すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（※２）（以下「センター」という。）に電話相談していただくとともに，センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上，必要に応じ，学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

（※２）センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。

②　現に症状がない児童生徒等

現に症状がないものについては，特に帰国後２週間は，本人又は保護者との連絡を密にし，外出を控え，自宅に滞在していただくよう要請するなど，厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には，上記①の対応とする。

（参考）保健所管轄区域案内（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

B)　湖北省を除く中国本土から帰国し，湖北省在住の方と接触がない児童生徒等

①　帰国日から２週間以内に症状がある児童生徒等

他の人との接触を避け，マスクを着用するなどし，すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに，受診結果を本人又は保護者から聴取の上，必要に応じ，学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

②　現に症状がない児童生徒等

特に帰国後２週間は，本人又は保護者との連絡を密にし，厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には，上記①の対応とする。

（参考）厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」（令和２年２月７日時点版）によれば，世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば，現時点の潜伏期間は１-12.5日（多くは５-６日）とされており，また，他のコロナウイルスの情報などから，感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

＜情報の収集・提供＞

（２）　新型コロナウイルスに関しては，現段階では不明な点も多いことや，日々状況が変化している現状を踏まえ，最新かつ正確な情報を学校医及び保健所等の関係機関と十分連携しつつ，収集すること。また，これらの情報を教職員に提供するとともに，必要に応じ，児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

（参考）

・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

＜新型コロナウイルス感染症対策への共通理解＞

（３）　教職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに，基本的な感染症対策を含めた対応について共通理解を深めるよう努めること。

（参考）学校において予防すべき感染症の解説＜平成30（2018）年３月発行＞
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#1

＜児童生徒等の人権への配慮＞

（４）　児童生徒等に対し，現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど，児童生徒等の人権に十分配慮すること。

（参考）文部科学大臣メッセージ「保護者，学校の教職員の皆さんへ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00001.html

＜就学機会の確保等＞

（５）　一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されることが重要であることから，以下のとおり，主として義務教育段階の児童生徒への対応の留意点を示すが，その他の生徒等への対応の際にも，これに準じて十分留意されたいこと。

(ア) 学齢簿の編製等

一時帰国した児童生徒等からの転入学の希望を受けた場合には，上記（１）に留意の上，居住実態に基づき学齢簿を編製するなど，可能な限り弾力的に取扱うこと。

(イ) 教科書の取扱いについて

一時帰国した児童生徒等が転入学した場合には，通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも，必要な令和元年度使用教科書の無償給与を行うこと。

(ウ) 就学援助等について

一時帰国により転入学した児童生徒等に対しては，就学援助制度等の周知を適時に行い，援助の実施漏れがないようにするとともに，当該児童生徒等が年度の中途において就学援助等を必要とする場合は，速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

(エ) 学習指導等における配慮について

学習指導や当該児童生徒等の学年の課程の修了の認定等に当たっては，一時帰国した児童生徒等が在籍する学校においては，当該児童生徒等の中国における学習状況を踏まえ，適切に対処すること。

(オ) 心のケアを含む健康相談等の充実について

一時帰国した児童生徒等を受け入れた学校においては，児童生徒等の状態に鑑み，必要があれば臨時健康診断の実施や，心のケアを含む健康相談，スクールカウンセラーによる援助を行うなどして，児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

(カ) 災害共済給付制度

一時帰国した児童生徒等が国内の学校における教育活動を安心して受けられるよう，速やかに災害共済給付制度に加入できるようにすること。

中国本土（香港、マカオを含む）から帰国した児童生徒等への対応について※1（2/10時点）

別紙2

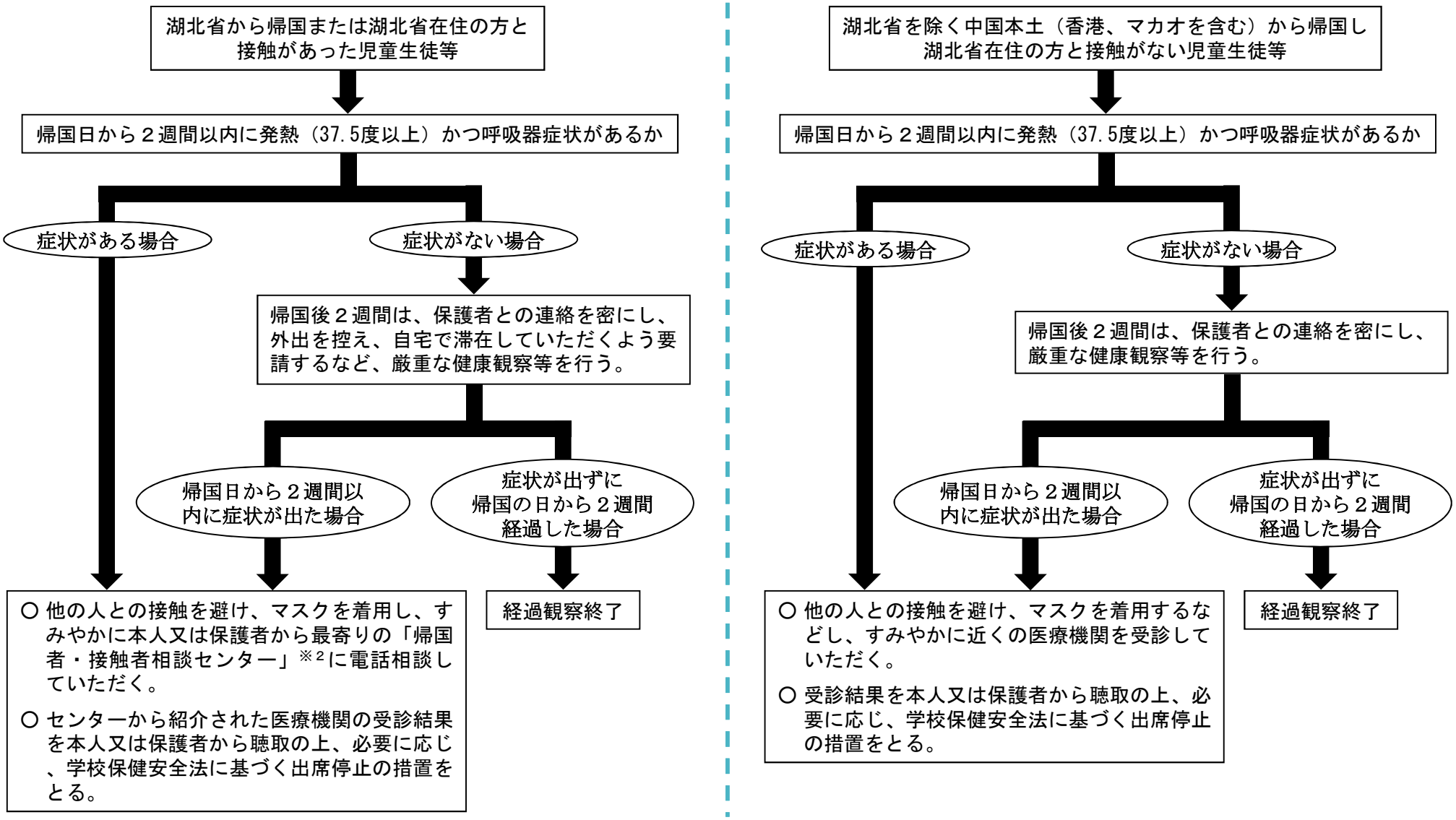

※１ 武漢市からチャーター便で帰国した児童生徒等については、２週間の経過観察が終了しているため、適用しない。
※２ センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/）

（別紙３）

「『中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和２年１月29日付け元初健食第37号）』の更新について（通知）（令和２年２月３日元初健食第42号）」からの変更点のポイント

１．症状が出た児童生徒等の定義について、「発熱（37.5度）や呼吸器症状が出た児童生徒等」としていたが、厚生労働省の定義に基づき「発熱（37.5度）かつ呼吸器症状が出た児童生徒等」に変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞）

２．症状が出た児童生徒等について、全員一律で「保護者から地域の保健所に相談していただく」こととしていたが、「A）湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等については、最寄りの『帰国者・接触者相談センター』に電話相談していただくこととし、B）湖北省を除く中国（香港、マカオを含む）から帰国し、湖北省在住の方と接触がない児童生徒等については、近くの医療機関を受診していただく」ことに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（１）のA）の①及びB）の①）

３．出席停止について、「保健所からの指示や主治医，学校医の意見を聴取の上」としていたが、「医療機関の受診結果を聴取の上」必要に応じて措置をとることに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（１）のA）の①及びB）の①）

４．その他の参考情報の更新

①　厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」が更新され、令和２年２月７日版が掲載。その中では、「世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば，現時点の潜伏期間は１-12.5日（多くは５-６日）とされており，また，他のコロナウイルスの情報などから，感染者は14日間の健康状態の観察が推奨」されている旨、記載。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（１））

②　令和２年２月７日に公表した文部科学大臣メッセージについて記載。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜児童生徒等の人権への配慮＞（４））

３１教総総第２２３５号
令和２年２月１２日

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長　殿
教育庁各出張所長
各事業所長

東京都教育委員会教育長
（東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長）
藤　田　裕　司
（公印省略）

中国から帰国した児童生徒等への対応について（2/10 現在）（通知）

日頃から児童・生徒の就学事務及び感染症対策に御尽力いただきありがとうございます。標記の件について、別添のとおり文部科学省より通知がありました。

標記の件については、当面の考え方として「『中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和２年１月 29 日付け元初健食第 37 号）』の更新について（通知）（令和２年２月３日付け元初健食第 42 号）」を示していたところですが、医療体制の変更に伴い、同通知を廃止し、今後は別紙１のとおりとします（なお、留意事項の（５）「就学機会の確保等」以降は変更ありません。）。

つきましては、教職員等に周知し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

担当一覧

【総務部】

総務課（新型コロナウイルス感染症対策本部）	新型コロナウイルス感染症対策全般に関すること。	03-5320-6718

【都立学校教育部】

学校健康推進課	感染症対策・健康相談に関すること。	03-5320-6877
学校健康推進課	災害共済給付制度に関すること。	03-5320-6877
学校健康推進課	学校給食に関すること。	03-5320-6884
高等学校教育課	都立高等学校の入学に関すること。	03-5320-6745
高等学校教育課	都立高等学校の就学支援金制度に関すること。	03-5320-7862
特別支援教育課（特別支援教育推進室）	特別支援学校の就学・入学に関すること。	03-5228-3433
特別支援教育課	特別支援学校の就学支援金制度に関すること。	03-5320-6754

【指導部】

管理課（教科書担当）	教科書の取扱いに関すること。	03-5320-6834
高等学校教育指導課	都立高等学校の学習指導等における配慮に関すること。	03-5320-6845
特別支援教育指導課	都立特別支援学校の学習指導等における配慮に関すること。	03-5320-6847

教育委員会資料
令和2年2月12日
学務課

令和元年度　インフルエンザによる学級閉鎖の状況

令和2年1月31日現在

No	学校名	対象学年・組	臨時休業の種別	期　間
1	富士見小学校	３年１組	学級閉鎖	令和元年10月9日～10月11日
2	富士見小学校	４年2組	学級閉鎖	令和元年10月9日～10月11日
3	九段中等教育学校	３年	学年閉鎖	令和元年12月11日～12月14日
4	麹町小学校	5年2組	学級閉鎖	令和元年12月18日～12月19日
5	麹町小学校	2年2組	学級閉鎖	令和元年12月18日～12月19日
6	昌平小学校	2年	学年閉鎖	令和元年12月24日～12月25日
7	和泉小学校	3年1組	学級閉鎖	令和2年1月17日～1月18日

※　1～6まで12月24日に報告済です。

教育委員会資料
令和２年２月12日
九段中等教育学校

令和２年２月４日

千代田区

九段中等教育学校の受検結果

～６８９人が受検（受検率９４．０％）～

昨日（２月３日）、区立中高一貫教育校の「千代田区立九段中等教育学校」（牧野敦校長）は、令和２年度入学者決定のための適性検査を行いました。

本年１月１５日・１６日に応募のあった７３３人のうち、６８９人が昨日の適性検査を受検しました。（受検率９４．０％、前年受検率９２．３％）

■入学者決定実施概要

日　時：２月３日（日）
　　午前８時３０分集合、午前９時開始、午後０時１５分終了
会　場：九段中等教育学校

■受検者数

区分Ａ（千代田区民）
・男：９２人（募集人員４０人）　受検倍率　２．３０倍
・女：８６人（募集人員４０人）　受検倍率　２．１５倍

区分Ｂ（千代田区民以外の都民）
・男：２２０人（募集人員４０人）　受検倍率　５．５０倍
・女：２９１人（募集人員４０人）　受検倍率　７．２８倍

区分Ａ・Ｂ合計　６８９人

■合格発表

２月９日（日）　午前８時　九段中等教育学校ホームページに掲載
　　午前９時　九段中等教育学校（九段校舎）に掲示

［資料］令和２年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定受検状況を添付します。

令和２年度　千代田区立九段中等教育学校入学者決定　受検状況

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	97	95	192	92	86	178	2.30	2.15	2.23
B	40	40	80	232	309	541	220	291	511	5.50	7.28	6.39
合計	80	80	160	329	404	733	312	377	689			

【参考】

（平成３１年度）

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	96	87	183	87	83	170	2.18	2.08	2.13
B	40	40	80	227	328	555	212	299	511	5.30	7.48	6.39
合計	80	80	160	323	415	738	299	382	681			

（平成３０年度）

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	65	86	151	57	77	134	1.43	1.93	1.68
B	40	40	80	299	390	689	278	369	647	6.95	9.23	8.09
合計	80	80	160	364	476	840	335	446	781			

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和２年２月12日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行　事（事　業　名）	場所等	出席者等
2	12	水	10:00～	ノーバディーズ・パーフェクト	一番町児童館	
			11:00～	よみきかせ	あい・ぽーと麹町	
			14:00～	親子＆キッズバレエ（３クラス）	あい・ぽーと麹町	
			15:00～	教育委員会定例会　◎	教育委員会室	教育委員出席
			10:45～	よちよちタイム（親子ヨガ）	四番町児童館	
2	13	木		神田一橋中学校2年生スキー教室（～１５日）	群馬県嬬恋村	
			10:00～	ふれあい体操	あい・ぽーと麹町	
			10:30～	リトミッククラブ	西神田児童センター	
			10:45～	なかよしタイム（観劇会）	四番町児童館	
			10:45～	親子でリズム１・２・３　2期4回②	神田児童館	
			14:00～	工作クラス	あい・ぽーと麹町	
2	14	金	9:45～	クロスカントリーレース	皇居外周	
			10:30～	子育てサポート利用会員登録説明会	あい・ぽーと麹町	
			13:30～	研究発表会	いずみこども園	教育長・教育委員
			15:30～	ちよだ絵本の会	西神田児童センター	
2	15	土	10:00～	おもちゃの病院	あい・ぽーと麹町	
			17:30～	天体観望会⑨	九段中等教育学校	
2	16	日	9:00～	日曜開放	神田児童館	
2	17	月	10:00～	リトミック（２クラス）	あい・ぽーと麹町	
			10:30～	青少年問題協議会〇	４０１・４０２会議室	
			10:30～	リラックスヨガ　2期6回⑤	神田児童館	
2	18	火	13:00～	パン教室	あい・ぽーと麹町	
			18:30～	青少年委員会第１０回定例会	４０１会議室	
2	19	水	10:00～	ノーバディーズ・パーフェクト	一番町児童館	
			10:00～	保護者向けアロマ講座	西神田児童センター	
			10:00～	親と子の絆プログラム「ベビママの会」①	いずみこどもプラザ	
			10:45～	よちよちタイム（ベビーマッサージ）	神田児童館	
			10:45～	よちよちタイム（ふれあい体操）	四番町児童館	
			14:00～	おやこdeえいご	あい・ぽーと麹町	
			14:30～	観劇会	一番町児童館	
2	20	木	9:15～	なかよしタイム親子バス遠足	四番町児童館	
			10:30～	リトミッククラブ	西神田児童センター	
			10:45～	親子でリズム１・２・３　2期4回③	神田児童館	
			11:30～	ひきがたりよみきかせ	あい・ぽーと麹町	
2	21	金	10:00～	親子ヨガ	あい・ぽーと麹町	
			13:00～	保護者向け陶芸講習会	西神田児童センター	
2	22	土	8:30～	親子バスハイク	西神田児童センター	
			9:00～	親子バスハイクいちご狩り	神田児童館	
			13:00～	アートフェスティバル	富士見わんぱくひろば	
			13:30～	かえっこバザール～いずみかえっこフェスタ！～	いずみこどもプラザ	
2	23	日	9:00～	日曜開放	西神田児童センター	
2	24	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
2	25	火	11:00～ 15:00～	なかよしタイム（親子リズム講座） 教育委員会定例会　◎	一番町児童館 教育委員会室	 教育委員出席
2	26	水	10:00～ 10:00～ 10:45～ 11:00～ 13:30～ 13:30～ 14:00～	ノーバディーズ・パーフェクト 親と子の絆プログラム「ベビママの会」② よちよちタイム（親子リズム） よみきかせ 研究発表会（麹町中学校） 芸術造形研究所コラボ企画 親子＆キッズバレエ（３クラス）	一番町児童館 いずみこどもプラザ 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 文部科学省（予定） 西神田児童センター あい・ぽーと麹町	教育長・教育委員
2	27	木	10:00～ 10:45～ 10:45～	ふれあい体操 親子でリズム１・２・３　2期4回④ なかよしタイム（親子リトミック）	あい・ぽーと麹町 神田児童館 四番町児童館	
2	28	金	10:00～ 11:00～	親子ヨガ なかよしタイム（ひなまつり制作）	あい・ぽーと麹町 一番町児童館	
2	29	土	10:00～ 14:00～ 15:00～	親子料理教室 大妻パネルシアター公演 小さなお茶会	神田児童館 西神田児童センター 西神田児童センター	
3	1	日				
3	2	月	9:30～ 10:00～ 10:30～	雅楽教室 リトミック（２クラス） リラックスヨガ　2期6回⑥	宮内庁 あい・ぽーと麹町 神田児童館	教育委員
3	3	火	11:00～ 13:00～	なかよしタイム（親子リズム講座）・ひなまつり パン教室	一番町児童館 あい・ぽーと麹町	
3	4	水	10:00～ 14:00～ 14:30～	ノーバディーズ・パーフェクト おやこdeえいご 日舞ストレッチ	一番町児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	
3	5	木	10:30～ 10:45～ 10:45～ 11:30～	リトミッククラブ 親子でリズム１・２・３　2期4回⑤ 体操クラブ ひきがたりよみきかせ	西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館 あい・ぽーと麹町	
3	6	金	10:00～ 14:00～	親子ヨガ ヘッドマッサージ	あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	
3	7	土	10:00～	九段中等教育学校卒業式	九段中等教育学校	教育委員
3	8	日	10:00～ 10:00～	神田一橋中学校通信課程卒業式 日曜開放	神田一橋中学校 四番町児童館	教育委員
3	9	月	11:00～	幼児クラブ「進級おめでとう会」	富士見わんぱくひろば	

教育委員会資料
令和２年 ２月 12日
子ども総務課

「広報千代田」
2月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 13件

	課	件　　名	事業の概略	とき 開催日・開催期間	会場 住所は区立施設以外のみ記入	主催者 区以外が主催のとき
1	子育て推進課	次世代育成手当の申請を忘れずに	次世代育成手当の受給について			
2	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	3月13日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町	NPO法人あい・ぽーとステーション
3	文化振興課	「ラ・フォル・ジュルネTOKYO 2020」を前に～	作曲家たちの創作活動を紹介しながら音楽祭のテーマに迫る	4月2日(木)・9日(木)(全2回)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
4	文化振興課	内幸町ホール文化団体活動支援事業　内幸町ホール文化祭	区内を主な活動拠点としている文化団体の活動成果発表会	3月9日(月)～15日(日)	内幸町ホール	内幸町ホール
5	文化振興課	文化財保護調査員募集	区内にある文化財等に関する資料や情報の収集、および文化財保護の啓発活動への協力をしていただく文化財保護調査員を10名以内で募集			
6	文化振興課	会計年度(非常勤)職員募集	会計年度職員　考古学若干名を募集			
7	生涯学習・スポーツ課	太極拳初心者講習会	区内在住・在勤者、千代田区太極拳連盟加盟団体所属者を対象とした講習会	4月14日～5月26日の毎週火曜(5月5日を除く全6回)18時30分～20時	スポーツセンター4階集会室C	千代田区体育協会

「広報千代田」
2月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 13件

	課	件　　名	事　業　の　概　略	と　き	会場	主催者
				開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
8	生涯学習・スポーツ課	区民ゴルフ大会	区内在住・在勤者を対象としたゴルフ大会	4月7日(火)7時30分アウト・イン同時スタート	若洲ゴルフリンクス(江東区若洲3-1-2)	千代田区体育協会
9	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会 (スキルアップ)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象とした講習会	4月8日･15日･22日(いずれも水曜･全3回)18時45分～20時15分	神田さくら館	千代田区体育協会
10	生涯学習・スポーツ課	千代田区陸上選手権大会	区内在住・在勤・在学の日本陸上競技連盟登録者を対象としたトラック・フィールド競技の大会	5月2日(土)9時～17時	江戸川区陸上競技場(江戸川区清新町2-1-1)	千代田区体育協会
11	生涯学習・スポーツ課	令和2年度日曜青年教室受講生募集	令和2年度日曜青年教室の受講生を募集する			
12	生涯学習・スポーツ課	日曜青年教室ボランティア募集	日曜青年教室のボランティアを募集する			
13	生涯学習・スポーツ課	知的障がい者サッカーに魅力を体験	アスリートによる障がい者サッカー教室	2月29日(日)13～17時	麹町中学校	千代田区体育協会サッカー協会